

第3次
丹波市配偶者等からの暴力対策基本計画
(丹波市DV対策基本計画)

令和5年3月



はじめに



配偶者等からの暴力（DV）は、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。しかし、DVは、家庭内等に潜在化し、被害が深刻化しやすいという特性があり、被害者の生命や身体だけでなく、その心身にも重大な危害を与えることになります。また、DVを目撃した子どもにも深い心の傷を負わせ、その後の心身の成長に深刻な影響を及ぼすことから、根絶に向けて社会全体で取り組まなければなりません。

本市では、平成24年に「第1次丹波市配偶者等からの暴力対策基本計画」を、平成30年3月には、「第2次丹波市配偶者等からの暴力対策基本計画」を策定し、DVの根絶と被害者の安全確保に向け様々な取組を推進してきました。

特に、令和2年4月には、「丹波市DV相談支援センター」を開設し、関係機関との連携のもと、被害者に寄り添った支援を行っております。

このたび、コロナ禍による影響や社会情勢の変化、市民の皆様の意識の変化、そしてこれまでの取組を踏まえながら、被害者の複雑・多様化する様々な課題に対応するため、「第3次丹波市配偶者等からの暴力対策基本計画」を策定いたしました。

この計画の基本理念である『市民だれもが安心して生活をし、暴力を許さず、次世代にDVを残さない社会づくり』の実現に向けて、「丹波市DV相談支援センター」を中心に、正しい認識と理解を深めるための教育や啓発活動など、地域や民間団体、関係機関の皆様と連携しながら、より一層、DVの防止、被害者支援に取り組んでまいりますので、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、多大なご尽力をいただきました丹波市配偶者等からの暴力対策推進委員会委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をいただきました市民の皆様に心から感謝を申し上げます。

令和5年3月

丹波市長

林 時彦

目 次

第1章	計画策定の趣旨	1
1	計画策定の目的	1
2	計画の対象	2
3	計画の位置づけ	2
4	計画の期間	3
5	SDGs との関連	3
6	計画の策定体制	3
第2章	本市のDVを取り巻く現状	4
1	本市におけるDVに関する相談等の状況	4
1.	相談状況（丹波市配偶者暴力相談支援センター）	4
2.	一時保護の状況	4
2	第2次計画での主な取組状況及び評価	5
	施策目標Ⅰ DV被害者に対する相談支援体制の強化	5
	施策目標Ⅱ DV被害者の安全確保のための体制整備	6
	施策目標Ⅲ DV被害者の自立支援体制の充実	8
	施策目標Ⅳ DV防止のための普及啓発の推進	10
	施策目標Ⅴ 計画の推進体制の充実	12
3	市民のDVに対する意識と実態	14
1.	アンケート調査の実施概要	14
2.	アンケート調査の主な結果	15
第3章	計画の基本的な考え方	35
1	計画の基本理念	35
2	施策の体系	36
3	SDGs に関連する施策	38
第4章	計画の展開	39
	施策目標Ⅰ DV被害者に対する相談体制の強化	39
1	DVに関する相談窓口の周知	40
2	DVに関する相談支援体制の確立	40
3	DVに関する相談を担う職員の資質向上	41
	施策目標Ⅱ DV被害者の安全確保のための体制整備	42
1	DV被害者の安全確保のための体制の整備	43
2	法律的な相談に関する支援	43
3	DV被害者に関する情報管理の徹底	44

施策目標Ⅲ	DV被害者と被害を受けた子どもに対する包括的な支援体制の充実……	45
1	生活の再建と安定に向けた支援の推進……	46
2	住まいの確保に向けた支援の推進……	46
3	就労や経済的な支援の推進……	47
4	DV被害者とその子どもの心身のケアの推進……	47
施策目標Ⅳ	DV防止のための教育・啓発の推進……	48
1	DV根絶に向けた絶え間ない普及啓発の推進……	49
2	DV被害者の早期発見に向けた取組の推進……	49
3	学校等におけるDV・性暴力防止教育の推進……	50
施策目標Ⅴ	連携・協働による推進体制の充実……	51
1	DV相談支援センターによる総合的なDV対策の推進……	52
2	庁内関係課、DV対策関係機関・団体との連携協力体制の推進……	52
第5章	計画の推進体制……	53
1	計画の進行管理……	53
2	DVに関する調査研究の実施……	53
資料編	……	54
1	丹波市配偶者等からの暴力対策推進委員会設置条例……	54
2	丹波市配偶者等からの暴力対策推進委員会委員名簿……	55
3	丹波市配偶者等からの暴力対策庁内連携会議設置規程……	56
4	計画の策定経過……	58
5	諮問書……	59
6	答申書……	60
7	用語の説明……	61

本文中にアスタリスク記号（*）のある語句は、資料編「7 用語の説明」で説明を記載しています。（五十音順）

第1章 計画策定の趣旨

1 計画策定の目的

配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス、以下「DV」という。）は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。外部からその発見が困難な家庭内や個人的な関係において行われるため、潜在化しやすく、しかも加害者（性別は問わない。以下同じ。）に罪の意識が薄いという傾向が見られます。このため、周囲も気がつかないうちに暴力がエスカレートし、被害が深刻化しやすいという特徴があり、被害者の救済が困難な状況にあります。また、DVは、固定的性別役割分担意識*、経済力の格差など、今日の社会における構造的な問題であり、男女共同参画社会の形成を阻害する重大な課題です。

インターネット等の情報社会が進展し、性別にかかわらず活躍できる機会が増えてきましたが、近年、多発する大規模災害や新型コロナウイルス感染症の拡大などの影響を受け、生活や仕事、子育て、介護など日常生活で女性はより深刻な影響を受けています。また、社会の様々な課題を解決するため、持続可能な開発目標（以下「SDGs*」という。）の達成に向けた取組が求められています。

国では、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「DV防止法」という。）」が2020(令和2)年4月に改正されました。近年、DVが起きている家庭では子どもに対する虐待が同時に行われている場合があり、子どもの虐待死事件が起きるなど社会的な問題となっています。このようにDVと児童虐待は密接に関連しており、DV防止法の改正においても、相互に連携すべき関係機関として児童相談所が明記されました。また、女性が日常生活や社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことに鑑み、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により困難な問題を抱える女性や、そのおそれのある女性の福祉の増進を図るため、支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的として、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が2022(令和4)年5月に成立しました（2024(令和6)年4月施行）。

兵庫県では、2019(平成31)年4月に「兵庫県DV防止・被害者保護計画」が改定され、丹波市（以下「本市」という。）では、2018(平成30)年3月に策定した「第2次丹波市配偶者等からの暴力対策基本計画」（以下「第2次計画」という。）に基づき、DV対策の体系的かつ計画的な推進を図ってきました。

このような状況を踏まえ、本市においてもDV防止及び被害者の保護を一層推進していくことが重要になっています。この度、第2次計画の計画期間が2022(令和4)年度で終了することから、これまでの成果や課題、また、新型コロナウイルス感染症等による社会情勢の変化を踏まえ、「第3次丹波市配偶者等からの暴力対策基本計画」（以下「本計画」という。）を策定し、DV根絶に向け更なる施策の推進を図るものです。

2 計画の対象

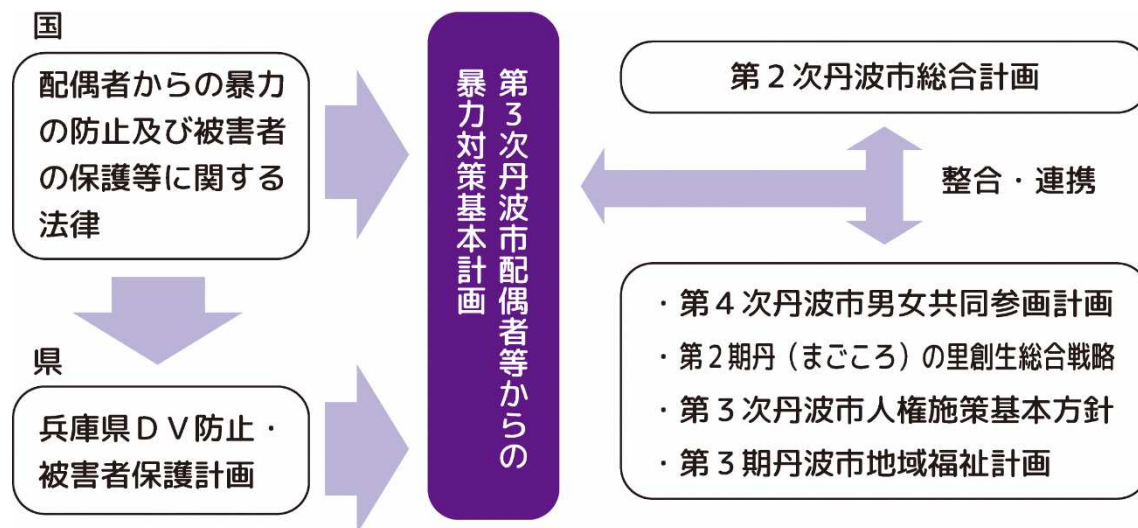
本計画における対策・支援の対象となるDVは、「あらゆる世代の親密な関係における暴力であり、その暴力によって支配すること」とします。

DVとは、配偶者や恋人（婚約者・同棲相手・元恋人）など、親密な関係にある相手から振るわれる暴力のことであり、身体的暴力だけではなく、精神的、経済的、性的など、あらゆる形の暴力が含まれます。

3 計画の位置づけ

本計画は、DV防止法第二条の三第3項に基づく計画であり、国の示す基本的な方針を踏まえ、本市におけるDVの防止及び被害者の保護と自立のための施策について定めるものです。

また、国の「DV防止法」や兵庫県の「兵庫県DV防止・被害者保護計画」の内容を踏まえつつ、本市の特性を反映したものであり、上位計画である「第2次丹波市総合計画」や「第4次丹波市男女共同参画計画」、「第2期丹（まごころ）の里創生総合戦略」、「第3次丹波市人権施策基本方針」、「第3期丹波市地域福祉計画」等と整合・連携を図り、策定するものです。



4 計画の期間

本計画の計画期間は、2023(令和5)年度から2027(令和9)年度までの5年間とします。

なお、関連法の改正等により、基本的な事項の改定や新たにに取り組むべき事項が生じた場合は、必要に応じ見直しを行うものとします。

	2019 (R1) 年	2020 (R2) 年	2021 (R3) 年	2022 (R4) 年	2023 (R5) 年	2024 (R6) 年	2025 (R7) 年	2026 (R8) 年	2027 (R9) 年	2028 (R10) 年	2029 (R11) 年	2030 (R12) 年	2031 (R13) 年	2032 (R14) 年
兵庫県DV防止・被害者保護計画	5年間													
第4次丹波市男女共同参画計画						10年間								
第3次丹波市配偶者等からの暴力対策基本計画						5年間								

5 SDGsとの関連

SDGs*は、経済・社会・環境の3つのバランスが取れた社会を目指すための国際目標であり、2015(平成27)年9月に国連総会で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ*」に掲げられているものです。

このSDGsは、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、達成に向けてすべての人々がSDGsを理解し、それぞれの立場で主体的に行動することが求められています。

本計画では、SDGsの17のゴールのうち、特に関連が深い「1 貧困をなくそう」、「3 すべての人に健康と福祉を」、「4 質の高い教育をみんなに」、「5 ジェンダー*平等を実現しよう」、「11 住み続けられるまちづくりを」、「16 平和と公正をすべての人に」、「17 パートナリシップで目標を達成しよう」に関連づけて、施策を推進します。



6 計画の策定体制

計画における施策等については、「丹波市配偶者等からの暴力対策推進委員会」で検討するとともに、パブリックコメントを通じ、本計画に対する市民からの意見募集などを行い、これらの結果を反映しながら策定しました。

なお、計画策定にあたっては、中学生及び高校生、18歳以上の市民を対象にアンケート調査を実施し、DVに関する意識や実態を把握し、計画策定の際の基礎資料としました。

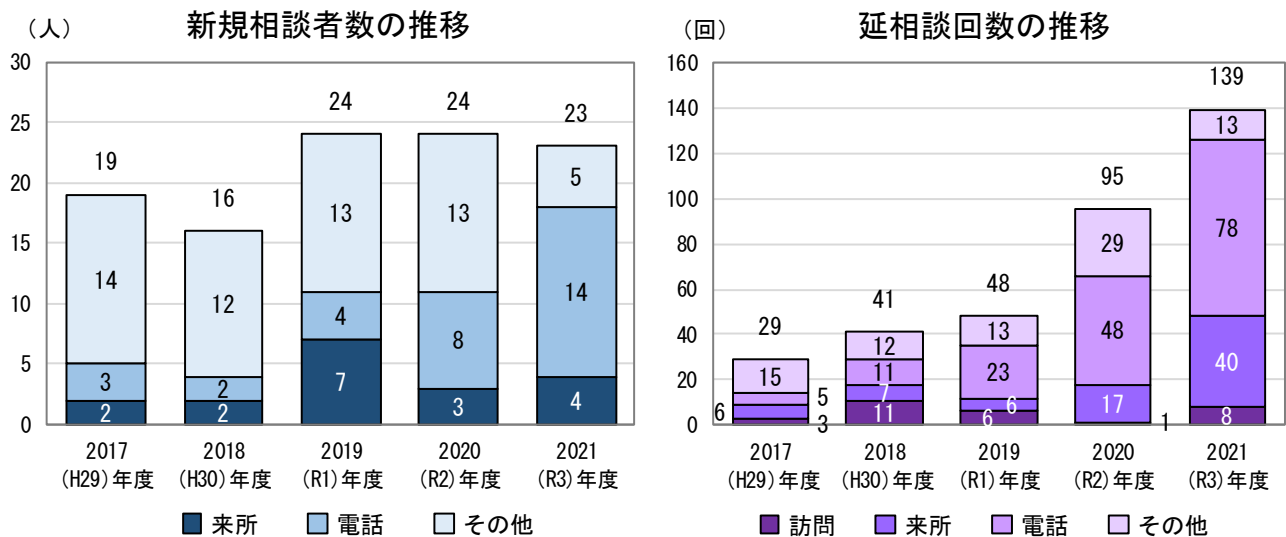
第2章 本市のDVを取り巻く現状

1 本市におけるDVに関する相談等の状況

1. 相談状況（丹波市配偶者暴力相談支援センター）

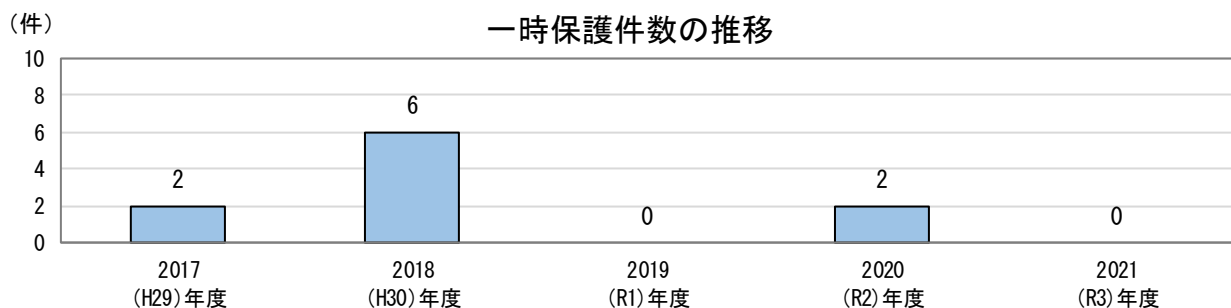
本市では、DVに関する相談窓口として 2020(令和2)年4月に「丹波市配偶者暴力相談支援センター」（以下「DV相談支援センター」という。）を開設し、婦人相談員等が対応しています。

本市におけるDV被害に関する新規相談者数に大きな変化は見られませんが、来所・電話による延相談回数は増加しており、DV相談支援センター開設前の 2019（令和元）年度と比較して、相談しやすくなったと推測されます。



2. 一時保護の状況

本市において、DV被害を受けた場合の一時保護*については、兵庫県へ相談を行い、受け入れの依頼を行っています。2018(平成30)年度の一時保護件数は多くなっていますが、概ね0～2件程度で推移しています。



2 第2次計画での主な取組状況及び評価

施策目標Ⅰ DV被害者に対する相談支援体制の強化

1. DVに関する相談窓口の周知

- 市ホームページに、DVの説明や各相談窓口を記載するとともに、市内関連施設にDV相談支援センターのリーフレットを設置し、DV相談窓口の周知を図りました。また、FM 805「たんばの福祉」の時間にDVについて説明し、DV相談窓口の周知・啓発を行いました。
- コロナ禍におけるDV被害の増加懸念に対応し、男女共同参画センターのチラシにDVに関する相談先を掲載するなど、庁内の各種相談窓口と連携した広報の推進を行いました。

2. DVに関する相談機能の充実

- 2020(令和2)年4月、DV相談支援センターを開設し、県女性家庭センター*や近隣市の配偶者暴力相談支援センターから相談対応についての助言を受けながら婦人相談員によるDV被害者（以下「被害者」という。）への相談対応・支援を行いました。
- 高齢者や障がいのある人等への相談対応については、介護保険課、地域包括支援センター*、障がい福祉課、相談支援事業所と連携して相談対応を行いました。
- 外国人の相談対応については、相談時に自動翻訳機を活用しました。また、相談者のニーズに応じて同行支援を行いました（2018(平成30)年以降の外国人のDV相談件数は3件）。

3. DVに関する相談を担う職員の資質向上

- 被害者に対して、適切な情報提供や助言を行える十分な知識や技術を習得するために、国・県が主催する研修会に積極的に参加し、資質向上を図りました。
- 婦人相談員の対応状況等を課内関係職員で情報共有し、婦人相談員が一人で抱え込まないような支援体制を整えました。

■各種研修会参加回数

2017 (平成29)年度	2018 (平成30)年度	2019 (令和元)年度	2020 (令和2)年度	2021 (令和3)年度
4回	6回	5回	5回	7回

活動指標に対する評価及び分析

2016(平成28)年度丹波市男女共同参画市民意識調査では、DVの被害を受けた人のうち、「どこ(だれ)かに相談したことのある人」の割合が47.0%であったため、2022(令和4)年度にその割合が70.0%となることを目標に、市民に対し相談窓口周知のための広報を年2回以上行う。また、医療機関や公共機関等に対し相談窓口周知のための広報を年2回以上行う。

【評価】

○2021(令和3)年度丹波市男女共同参画市民意識調査では、DVの被害を受けた人のうち、「どこ(だれ)かに相談したことのある人」の割合が25.2%であり、前回調査(47.0%)と比較して21.8ポイント低くなっており、目標としていた70.0%を大きく下回っています。

○2022(令和4)年度「日常生活における男女の人権に関するアンケート調査」においては、だれかに打ち明けたり相談したりした人が39.6%(P23参照)であり、男女共同参画市民意識調査よりも割合が高くなっているものの、内閣府の2021(令和3)年「男女間における暴力に関する調査」(45.4%)と比較すると5.8ポイント低い結果となっています。

【分析】

○相談先は、友人・知人(女性33.7%、男性10.8%)、家族・親戚(女性21.1%、男性13.5%)などの相談しやすい相手が大多数であり、専門機関への相談は少ない状況にあります。(P22参照) この結果から、相談窓口の存在が十分に浸透していないこと、DVに対する正しい知識が希薄であるため、相談するというところまでに至っていないこと、専門機関に相談することへのためらいがあることが考えられます。

施策目標Ⅱ DV被害者の安全確保のための体制整備

1. 被害者の安全確保のための体制の整備

- 一時的に避難が必要となったときの避難先として、丹波市子育て家庭ショートステイ事業*を利用し、市の委託先にて、母子の一時避難の対応を行いました。また、丹波市一時生活支援事業*を利用し、市内のビジネスホテルに一時宿泊の対応を行いました。
- 加害者からの追跡等を防ぐために、支援措置や保護命令制度*の説明を行い、安全確保を行いました。また、ストーカー被害者に対しては、警察と連携して安全対策を図りました。
- 保護が必要となった場合は、速やかに対応ができるように、県女性家庭センター*や警察と連携して対応しました。
- 被害者の精神的負担を軽減するために、庁内関係課との連携のもと、情報共有し、安全な場所で支援制度の説明や手続きを行いました。

2. 法律的な相談に関する支援

- 離婚等の相談のため、法律事務所へのつなぎや同行支援を行いました。
- 警察と連携を図り、保護命令制度に関する情報を、被害者に対し適宜提供し、申し立ての支援、裁判所への同行支援を行いました。

■同行支援件数

2017 (平成 29) 年度	2018 (平成 30) 年度	2019 (令和元) 年度	2020 (令和 2) 年度	2021 (令和 3) 年度
2 件	7 件	2 件	8 件	4 件

3. 被害者に関する情報管理の徹底

- 住民基本台帳閲覧及び各種証明書等の交付制限を行いました。被害者への支援措置申請については、DV相談支援センターが開設したことで、開設前に警察が行っていた申出についての証明を、DV相談支援センターでも証明を発行できるようになり、迅速な対応を行いました。
- DV対策庁内連携会議を通じ、「丹波市DV被害者支援庁内連携対応マニュアル」をもとに被害者の個人情報管理に関する認識の共有を図るとともに、住民基本台帳システムを活用し、情報管理を徹底しました。
- 被害者から同意を得たうえで、庁内関係課と支援に必要な情報共有を実施しました。また、住民基本台帳閲覧制限措置の被害者に対する連絡については、DV相談支援センターを窓口とし、窓口の一本化を徹底しました。
- 転入・転出手続き等の際には、被害者やその子どもの安全を確保するため、教育委員会と連携し、また、学校や認定こども園等の関係機関と連携しながら情報管理の徹底を図りました。

■情報連携同意件数

2017 (平成 29) 年度	2018 (平成 30) 年度	2019 (令和元) 年度	2020 (令和 2) 年度	2021 (令和 3) 年度
1 件	3 件	1 件	14 件	15 件

活動指標に対する評価及び分析

被害者を一時保護*するまでの緊急避難先として、市内で受け入れができる施設を一箇所以上確保し、精神的負担の軽減を図る。

【評価】

○一時的に丹波市子育て家庭ショートステイ事業*を利用し、市の委託先で一時避難を行ったケースや、丹波市一時生活支援事業*を利用し、ビジネスホテルに宿泊したケースもありました。しかし被害者の多くが、今の生活（子どもの学校、自身の仕事など）を変えたくないという理由から、一時保護を希望しない方が多く、また、公営住宅などの緊急避難先として受け入れる場所の確保ができていないため、精神的負担を軽減することができていません。

【分析】

○公営住宅への入居においては、優先入居の要件に該当したとしても、申し込み後の抽選や順番待ちがあることから、早急な入居が確定せず被害者の負担となっています。

被害者やその子どもに関する情報管理の徹底と加害者からの追及対応策等の情報共有や共通認識を図るため、DV対策庁内連携会議を年2回以上開催する。

【評価】

○DV対策庁内連携会議を年2回開催し、「丹波市DV被害者支援庁内連携対応マニュアル」の確認を行い、情報管理の徹底を図りました。
○住民基本台帳閲覧等の支援措置対象者に対して、庁内関係課と情報共有を行い、DV相談支援センターに窓口を一本化しました。

【分析】

○DV被害が多様化・複雑化してきており、これまで以上に連携を強化し、情報共有を図っていく必要があります。

施策目標Ⅲ DV被害者の自立支援体制の充実

1. 生活の再建と安定に向けた支援の推進

- 転入・転出時には必要な情報を整理し、市民課や相手先市町村の配偶者暴力相談支援センターと連携した対応を行いました。
- 保険・医療・年金等の手続きが確実にできるように「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」の発行を行いました。また、相手先市町村と情報を共有し、被害者の自立支援のサポートを行いました。
- 離婚や親権について、法律的な支援を受けるための情報提供や、弁護士へのつなぎ、同行支援を行いました。また、離婚後の子どもの戸籍の異動等について、被害者のニーズに対応し、裁判所への問い合わせや助言を行い、同行支援を行いました。

○安全で安心な生活が送れるよう、定期的に電話や面談で様子を確認するとともに、必要な手続きの支援について関係機関と連携し、支援を行いました。

2. 住まいの確保に向けた支援の推進

○被害者からの市営住宅の申込みに際し、関係機関と連携し、相談・支援を行いました。特に、2018（平成30）年度から、市営住宅に入居した後に、被害者の事情によっては、住民票の提出を求めないことができる場合の基準を定めました。

○一時保護から母子生活支援施設*等への入所に向けて、適切かつ切れ目のない支援を行いました。母子生活支援施設入所中は、施設を訪問し、生活状況の聴き取りを行い、施設との連携を密に図り、金銭管理の仕方や就労支援などの生活再建に向けた支援を行いました。2020（令和2）年度からは、コロナ禍のため施設訪問は行っていないですが、2021（令和3）年度には母子生活支援施設に入所していた被害者世帯のすべてが退所し、自立した生活を送っています。

■施設訪問回数

2017 （平成29）年度	2018 （平成30）年度	2019 （令和元）年度	2020 （令和2）年度	2021 （令和3）年度
1回	7回	4回	0回	0回

3. 就労や経済的な支援の推進

○児童扶養手当等のひとり親支援制度の説明を行い、各種手続きに関することについては、担当課と連携し、適切な情報提供と円滑な手続きに関する支援を行いました。また、ハローワークや就労支援員と連携した就労支援を行いました。

○子どもの保育や就学に関して、入園に関する情報や就学援助制度*について、個々の状況に応じた情報を提供しました。

■就労相談人数

2017 （平成29）年度	2018 （平成30）年度	2019 （令和元）年度	2020 （令和2）年度	2021 （令和3）年度
1人	3人	0人	0人	1人

4. 被害者とその子どもの心身のケアの推進

○相談を受けた際には、心身のケアについての注意を払い、被害者の状況や本人の意思を尊重するとともに、必要に応じて保健師や医療機関と連携し、相談・訪問による支援を行いました。

○母子生活支援施設に入所している被害者については、母子生活支援施設職員に心身の状況を伝え、必要に応じて医療機関への受診を要請しました。

○スクールカウンセラー*を10校（小学校3校、中学校7校）、スクールソーシャルワーカー*を全中学校区に配置して支援を行うとともに、必要に応じてケース会議を行い、川西こども家庭センター*等の関係機関と連携した支援対応を行いました。

活動指標に対する評価及び分析

被害者やその子どもの心身のケアが相談内容に応じて適切な支援につながるよう、教育委員会や母子生活支援施設*との連携を密に図り、母子生活支援施設入所世帯に対して、年3回以上の施設訪問を行う。

【評価】

- 母子生活支援施設入所中の3世帯（2017（平成29）年度入所1世帯、2018（平成30）年度入所2世帯）に対して施設訪問を行い、生活状況の聴き取りや今後の生活についての助言を行いました。
- 入所中の世帯それぞれに3回以上の訪問ができていない世帯もありますが、電話で施設職員に問い合わせるなど情報共有を行いました。
- 母子生活支援施設と連携を密に図り、金銭管理の仕方や就労支援など生活再建に向けた支援をすることで、2世帯が2019（令和元）年度に退所、1世帯が2021（令和3）年度に退所し、自立した生活を送れるようになりました。
- 被害者や子どもの心身のケアについては、健康課の保健師や教育委員会（小中学校に配置のスクールカウンセラー*、スクールソーシャルワーカー*）と連携し、支援を行いました。

【分析】

- 被害者に母子生活支援施設への入所支援を行うこと、また入所後には母子生活支援施設との連携をさらに強化し、生活再建に向けた支援が重要だと考えられます。
- 2022（令和4）年度「日常生活における男女の人権に関するアンケート調査」で、必要な公的支援の仕組みについて調査したところ、「DVを目撃した子どもたちの心のケアを行う」が約6割（P32 参照）だったことから、丹波市立教育支援センター「レインボー」*において、スクールソーシャルワーカー、教育相談員、学校いじめゼロ支援チーム等と、さらに情報共有を図ることが重要だと考えられます。

施策目標Ⅳ DV防止のための普及啓発の推進

1. DV根絶に向けた絶え間ない普及啓発の推進

- 男女共同参画週間（毎年6月23日から6月29日までの1週間）に、男女共同参画センターでDVに関する図書のテーマ展示をし、周知・啓発に取り組みました。また、女性に対する暴力をなくす運動週間（毎年11月12日から11月25日までの2週間）には、パープルリボン運動*に取り組み、パープルリボンのオブジェ（ツリー）の設置、パープルリボンの配布、資料展示、市の公共施設の女性トイレ内に「DV相談ナビ」カードを設置、市内大型商業店舗の看板へのパープルライトアップを実施しました。
- 市民に対し、男女共同参画講座（DV編）を毎年開催しました。
- DV対策庁内連携会議において、被害者支援に対する認識や意識の向上を図るための研修会を開催しました。また、各支所の窓口職員を対象に、DV理解と相談窓口の周知啓発のための説明を行いました。

○市ホームページ、市広報紙、男女共同参画センターだより等、あらゆる媒体を用いてDV防止に向けた啓発を行いました。

2. DV被害者の早期発見に向けた取組の推進

○市民プラザの図書・情報コーナーにDVやデートDVに関する蔵書を揃えて情報提供を行いました。また市ホームページ、市広報紙、男女共同参画センターだより等で、DV防止に向けた啓発及び相談窓口の周知を行いました。

○被害者の早期発見に向けて、保健・医療関係者、学校関係者、福祉関係者や民生委員・児童委員に対し、啓発資料やDV相談窓口記載のチラシ等の配布による啓発を実施することで、早期発見・通報などについての連携を図りました。

○DV対策庁内連携会議構成員や健康福祉部内の職員を対象に、窓口相談時において、DV被害に気づき、被害者の早期発見に向けてのDVに対する認識や意識の向上を図るための研修会を開催しました。

デートDVとは、恋人や交際中の中高生や大学生など、特に若い世代の男女間に起こる暴力のことです。

3. 小・中学校、高校におけるDV防止教育の推進

○道徳の教科化を受け、児童生徒の自尊感情を育てたり、他者理解を深めて共生する態度を育成したりするため、自分事として考え、議論する道徳授業を各小学校で実施しました。

○各中学校において、保健師による性教育授業の実施を通じ、デートDV防止の啓発活動を実施しました。

○市内県立高校（3校）と県立氷上特別支援学校に、デートDVの啓発資料を配布し、デートDV防止についての情報提供を行いました。

○市職員や教職員を対象とした女性相談全般に関する研修会や男女共同参画基礎講座（DV編）を開催し、DV防止についての理解を深め、意識の向上に取り組みました。

■性教育授業実施回数

2017 (平成 29) 年度	2018 (平成 30) 年度	2019 (令和元) 年度	2020 (令和 2) 年度	2021 (令和 3) 年度
6 回	7 回	5 回	2 回	6 回

活動指標に対する評価及び分析

2016(平成 28)年度丹波市男女共同参画市民意識調査では、DVを「言葉も内容も知っている人」の割合が69.2%であったため、2022年度にはその割合が80.0%になることを目標に、市民、市職員、関係機関を対象としたDVに対する正しい認識や理解を深めるための研修会や学習会、情報提供の機会を年2回以上設ける。

【評価】

○2021(令和3)年度丹波市男女共同参画市民意識調査では、DVを「言葉も内容も知っている人」の割合が59.0%であり、前回の69.2%を下回り、目標の80.0%には届いていません。

○民生委員・児童委員、主任児童委員や庁内関係課の職員を対象とし、DVに対する正しい認識や理解を深めるための研修会を行いました。

【分析】

○市民のDVに対する認識を高めるための効果的な啓発を継続的に行い、市民が正しい知識を得られるようにしていく必要があります。

○早期発見につながる地域の民生委員・児童委員や庁内の窓口職員においては、認識や理解を深めることによって早期発見につながるものと考えられます。

施策目標Ⅴ 計画の推進体制の充実

1. DV相談支援センターによる総合的なDV対策の推進

○DV相談支援センターに婦人相談員を配置し、被害者の安全確保、保護命令制度*の利用についての情報提供や同行支援、自立に向けた支援を行いました。

2. DV対策関係機関・団体との連携協力体制の推進

○民間支援団体から講師を招き、DV理解やDV防止の啓発、被害者支援についての研修を実施し、被害者の自立支援に取り組みました。

○被害者の保護及び支援のため、県や関係市町との連絡調整・情報共有を図りました。

○兵庫県女性相談員連絡協議会に参加し、近隣市町の婦人相談員との交流を深め、情報共有や相談対応について、連携強化に取り組みました。

○要保護児童対策地域協議会*の関係機関との連携を図り、被害者の早期発見・早期対応に取り組みました。

3. DVに関する調査研究の実施

○国や県からの情報(配偶者からの暴力被害者への公営住宅の入居に関すること、ヒヤリ・ハット等)の最新の情報を取り入れ、安全確保や自立支援に向けた支援を行いました。

○面談では被害者の現状を聴き取り、被害者が必要とする支援対応に取り組みました。

4. 苦情への迅速かつ適切な対応の推進

○被害者からの苦情については、迅速に対応できるように、被害者の保護を第一に考え、組織内で対応状況を共有し、統一した対応を行うとともに、記録の管理を徹底しました。

5. 計画の進行管理体制

○本計画を推進していくために、DV対策庁内連携会議において、内容の充実に努めました。庁内関係課の取組状況等を年1回集約し、計画の実施状況の点検や評価を行いました。

活動指標に対する評価及び分析

DV相談支援センター開設に向けた場所や人員配置等の調整を行い、第2次計画期間中を目標に、DV相談支援センター機能を整える。

【評価】

- 第2次計画期間中の2020(令和2)年4月にDV相談支援センターを開設したことで、「配偶者からの暴力の保護に関する証明書」や「住民基本台帳事務における支援措置申出書」の発行が本市でも行えるようになり、迅速な手続きが可能となりました。
- 庁内関係課と連携することで、被害者の早期発見につながり、早期対応、支援がスムーズに行えるようになりました。

【分析】

- 保護命令制度の利用支援や証明書を発行することで、被害者支援を迅速に行えるようDV相談支援センターの適切な運営が必要です。
- 新型コロナウイルス感染症の拡大の影響で、自宅にいる時間が長くなり、全国的にはDV被害が増えています。本市ではDVへの進展は今のところありませんが、DVと児童虐待との関連が深いことから、要保護児童対策地域協議会や児童相談所との情報共有や連携をさらに強化する必要があります。

DV対策庁内連携会議により、毎年6月末までに計画の進捗状況を集約し、外部委員による委員会への進行状況報告を行い、助言指導を受ける。

【評価】

- 計画の進行管理については、庁内関係課が、毎年、取組状況の確認を行いました。
- 取組状況については、外部委員によるDV対策推進委員会で評価し、意見等については、庁内関係課へ報告・共有し、各施策の取組につなげました。

【分析】

- 研修への参加や近隣市町の婦人相談員との情報交換に努め、婦人相談員の対応力の向上を図り、DV相談支援センター機能の強化に努める必要があります。

3 市民のDVに対する意識と実態

2022(令和4)年度に、男女間の暴力に関する市民の意識と実態等を把握し、本計画策定と今後の施策推進のための基礎資料として活用することを目的に「日常生活における男女の人権に関するアンケート調査」を実施しました。アンケート調査の実施概要は、次のとおりです。

1. アンケート調査の実施概要

	中学生・高校生用	18歳以上の市民用
調査対象	無作為に抽出した市内の中学2年生と高校2年生	無作為に抽出した市内の18歳以上の市民の方
調査方法	郵送配布・郵送回収	
調査期間	2022(令和4)年7月1日(金)～7月18日(月)	
配布数	600人	1,800人
有効回答数	153人	666人
有効回答率	25.5%	37.0%

【調査結果をみるうえでの注意点】

- 次ページ以降の図表に表記している「n」は、設問に対する回答者数のことです。
- 回答は各質問の回答者数(n)を基数とした百分率(%)で示しています。また、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が100.0%にならない場合があります。
- 複数回答が可能な設問の場合、回答者が全体に対してどのくらいの比率であるかという見方をしているため、回答比率の合計が100.0%を超える場合があります。
- クロス集計の場合、不明なものや無回答を排除しているため、クロス集計の有効回答数の合計と単純集計(全体)の有効回答数が合致しないことがあります。なお、クロス集計とは、複数項目の組み合わせで分類した集計のことで、複数の質問項目を交差して並べ、表やグラフを作成することで、その相互の関係を明らかにするための集計方法です。
- 男女別のグラフについて、性別不明の方がいるため、女性全体と男性全体の合計と単純集計(全体)の有効回答数が合致しないことがあります。
- 国調査とは、内閣府「男女間における暴力に関する調査報告書」(2021(令和3)年3月)を表します。

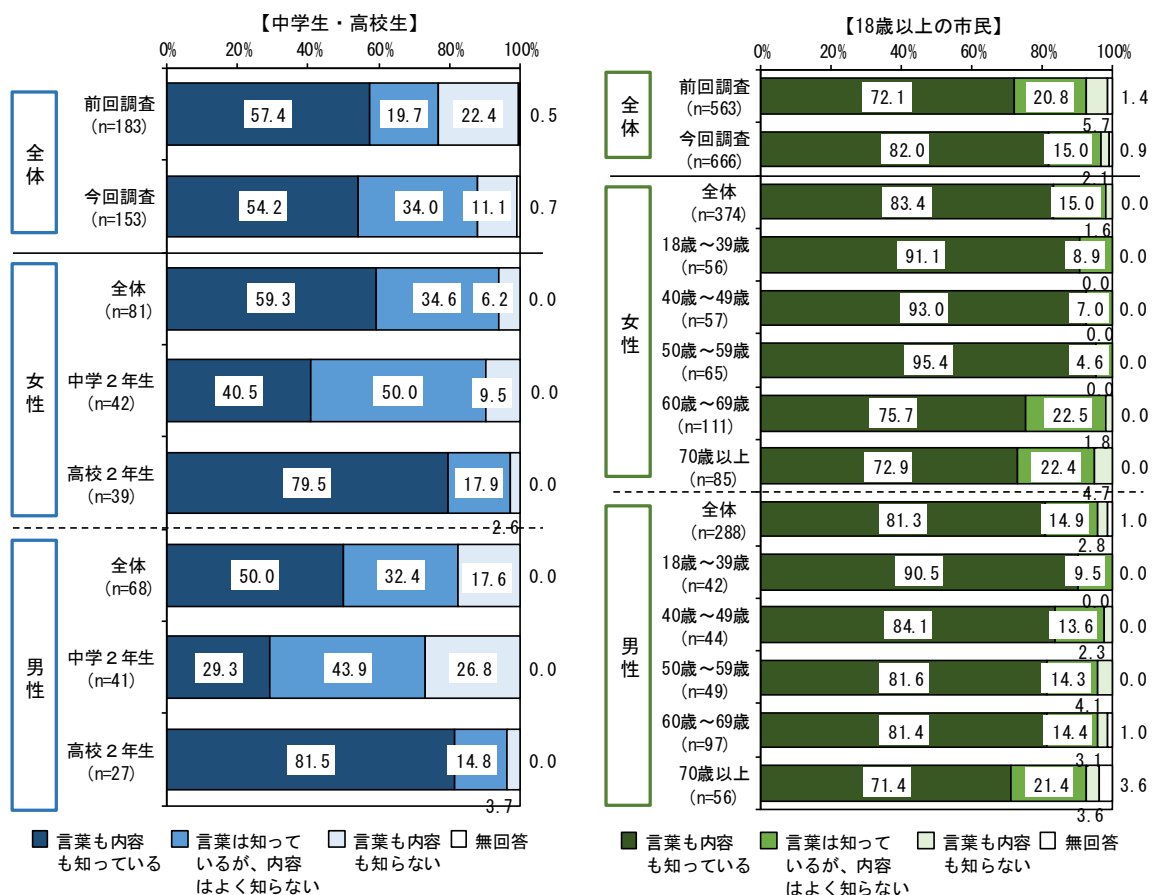
2. アンケート調査の主な結果

①DVという言葉の認知度

DVという言葉の認知度（「言葉も内容も知っている」の割合）を、2017(平成29)年度に行ったアンケート調査（以下「前回調査」という。）の結果と比較すると、中学生・高校生全体では57.4%から54.2%と3.2ポイント減少し、18歳以上の市民全体では72.1%から82.0%と9.9ポイント増加しています。

また、男女別でみると、中学生・高校生の場合、男女とも、中学生に比べて高校生のほうが高く、女性では中学2年生が40.5%、高校2年生が79.5%、男性では中学2年生が29.3%、高校2年生が81.5%となっています。18歳以上の市民の場合、女性全体が83.4%、男性全体が81.3%と大きな差はありません。

あなたは、「ドメスティック・バイオレンス（DV）」という言葉や内容を知っていますか。
(単一選択)



分析

DVという言葉の認知度は、18歳以上の市民が82.0%と、前回調査より増加しており、市民の間ではかなり浸透している様子はうかがえますが、中学生・高校生が54.2%で減少しています。

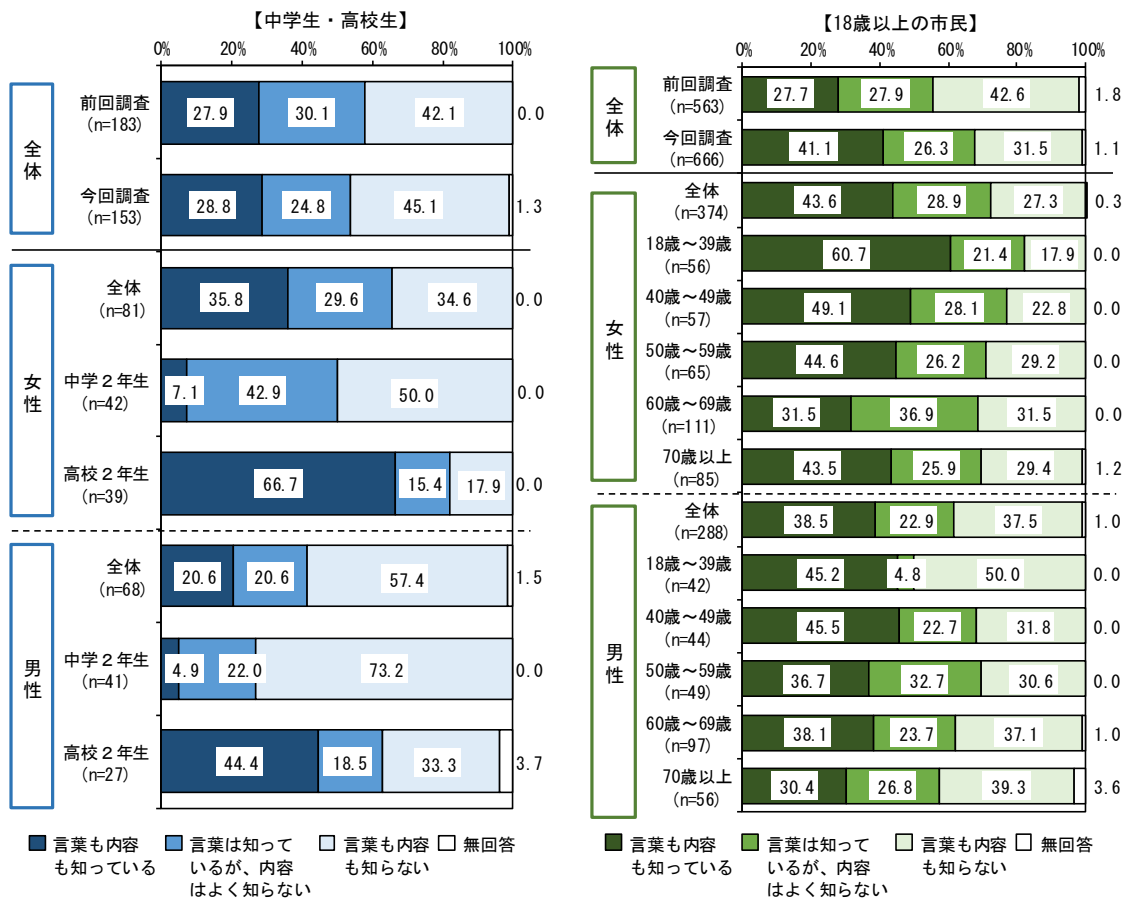
様々な機会を通じて、DVに関する正しい知識を浸透させるための取組をさらに強化するとともに、中学生からのDV防止教育が求められます。

②デートDVという言葉の認知度

デートDVという言葉の認知度（「言葉も内容も知っている」の割合）を、前回調査の結果と比較すると、中学生・高校生全体では27.9%から28.8%と0.9ポイントの横ばいです。18歳以上の市民全体では27.7%から41.1%と13.4ポイントの増加となっており、18歳以上の市民における認知度が大幅に上昇しています。

また、男女別でみると、中学生・高校生の場合、男女とも、中学生に比べて高校生のほうが高く、女性では中学2年生が7.1%、高校2年生が66.7%、男性では中学2年生が4.9%、高校2年生が44.4%となっています。18歳以上の市民の場合、女性全体が43.6%、男性全体が38.5%と、女性の方が5.1ポイント高くなっています。

あなたは、「デートDV」という言葉や内容を知っていますか。（単一選択）



分析

デートDVという言葉の認知度は、中学生・高校生が28.8%、18歳以上の市民が41.1%と、前回調査より増加していますが、DVの認知度に比べると低く、「言葉も内容も知らない」が中学生・高校生で45.1%、18歳以上の市民で31.5%となっています。

DVもデートDVも、支配・服従の関係から生まれる人権侵害に該当する行為であることは本質的に同じであり、あらゆる場や機会を活用し、普及啓発していく取組を強化していく必要があります。

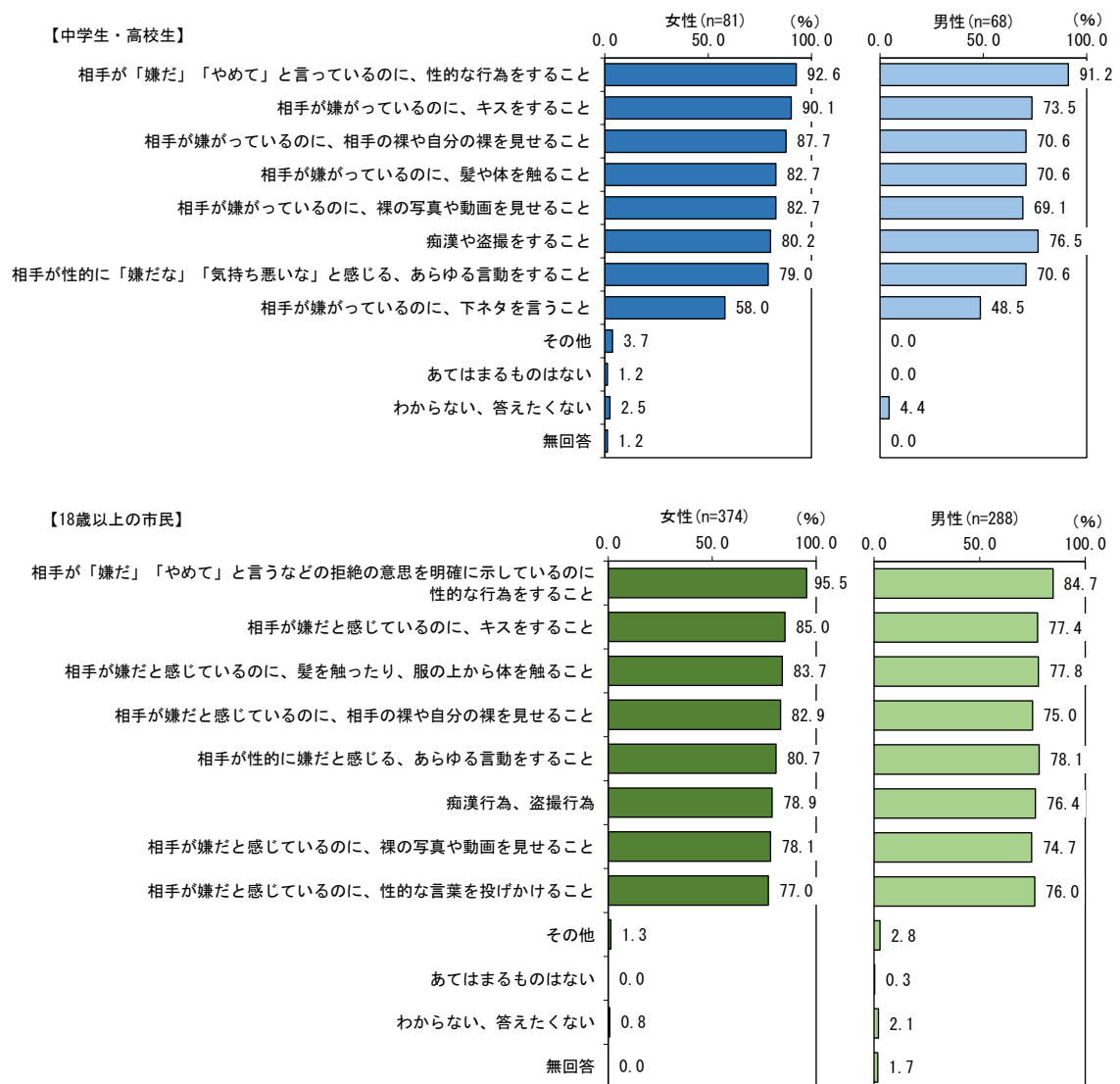
③性暴力という行為に対する認識

性暴力という行為に対する認識について、中学生・高校生では、男女ともに「相手が『嫌だ』『やめて』と言っているのに、性的な行為をすること」が最も高く、女性が92.6%、男性が91.2%となっています。

また、18歳以上の市民では、男女ともに「相手が『嫌だ』『やめて』と言うなどの拒絶の意思を明確に示しているのに性的な行為をすること」が最も高く、女性が95.5%、男性が84.7%となっています。

「性暴力」とは、一般的にどのような行為を指すと思いますか。

(複数選択可)



分析

相手の体を触らなくても、裸の写真や動画を見せたり、相手の裸を見たりするなど、相手が望まない性的行為はすべて性暴力ですが、相手の体を無理やりに触るような行為だけを性暴力と考えている人たちが多くなっています。また、男女別でみると、男性の方が性暴力に対する認識が低い傾向にあります。

年代に関係なく、性暴力根絶のための教育・啓発を推進していく必要があります。

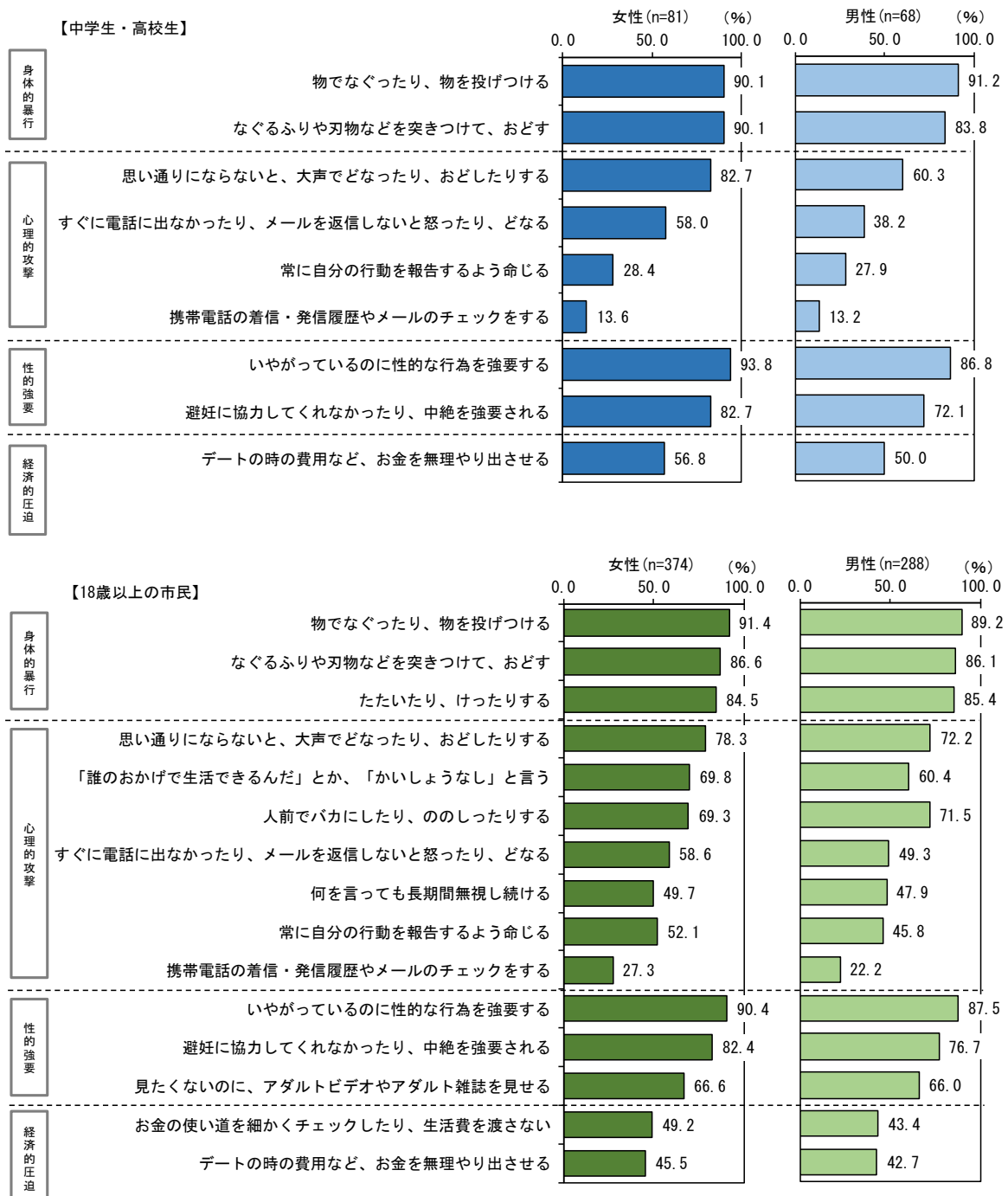
第2章 本市のDVを取り巻く現状

④暴力行為に対する認識

夫婦や恋人、交際相手など親密な男女の間で行われる行為をどの程度暴力として認識しているかについて、中学生・高校生、18歳以上の市民ともに、身体的暴行や性的強要は暴力と認識しやすい行為となっていますが、心理的攻撃や経済的圧迫は暴力行為と認識しにくい行為となっています。

あなたは、次のようなことが夫婦や恋人、交際相手など親密な男女の間で行われた場合、それを暴力だと思いますか。
(単一選択)

●「暴力に当たると思う」割合



分析

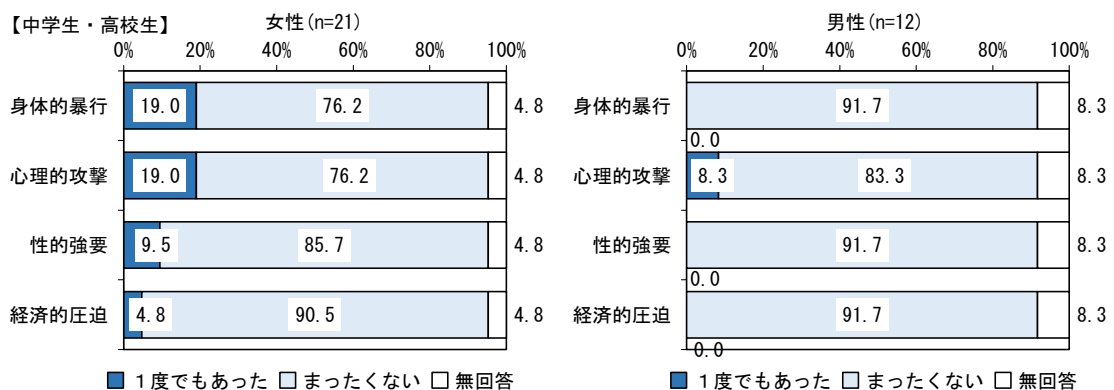
身体的暴行について、身体に直接危害が及ぶ行為を暴力と捉える傾向は、男女とも強く、これらは暴力と認識しやすい行為となっていますが、「常に自分の行動を報告するように命じる」や「何を言っても長期間無視し続ける」など、被害者を社会的に孤立させるような心理的攻撃を暴力と捉える傾向は、全般的に男女とも割合は低くなっています。

また、携帯電話・メール等のチェックだけでなく、ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）を通じた言葉や文字での心理的攻撃も発生しています。心理的攻撃は身体的暴行と異なり第三者からはわかりにくいだけでなく、被害者は精神的に深く傷ついている場合が考えられるため、他者を傷つけ、その人の人権を侵害することにつながる行為というのはどういうことかを判断する力を育む人権教育・啓発の強化が必要です。

⑤DV被害の実態

中学生・高校生のうち、交際相手がいる（いたことがある）人に対して、暴力行為が1度でもあったかについて聞いたところ、女性では「身体的暴行」「心理的攻撃」がともに19.0%で最も高く、次いで「性的強要」が9.5%、「経済的圧迫」が4.8%、男性では「心理的攻撃」が8.3%となっています。

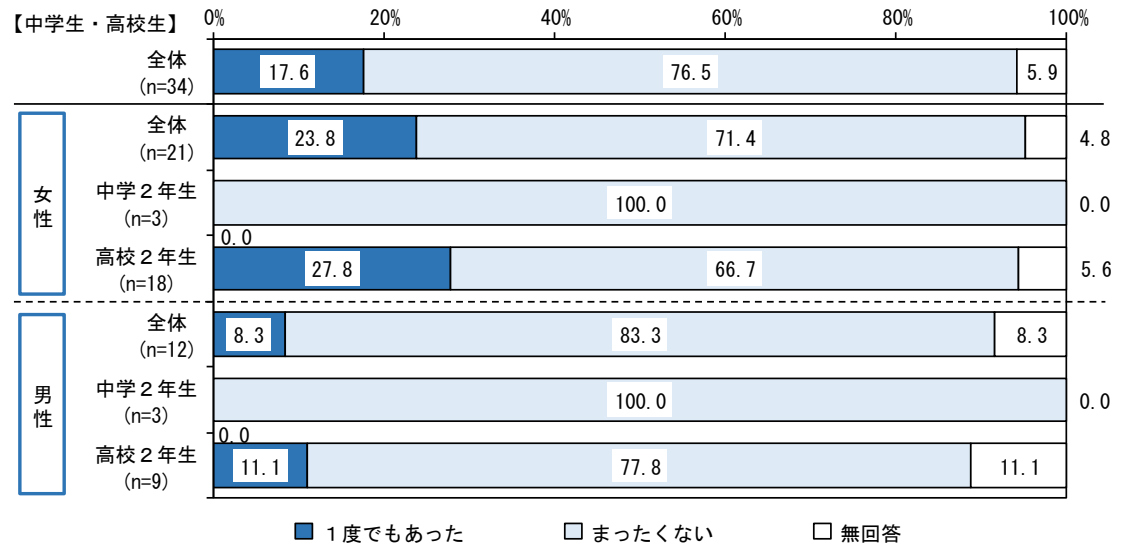
あなたはこれまでに、あなたの交際相手から次のようなことをされたことがありますか。
(単一選択)



- 身体的暴行：なぐったり、けったり、物を投げつけたり、突き飛ばしたりするなどの身体に対する暴行
- 心理的攻撃：人格を否定するような暴言、交友関係や行き先、電話・メールなどを細かく監視したり、長期間無視するなどの精神的な嫌がらせ、あるいは、自分もしくは自分の家族に危害が加えられるのではないかと恐怖を感じるような脅迫
- 性的強要：嫌がっているのに性的な行為を強要される、見たくないアダルト映像等を見せられる、避妊に協力しないなど
- 経済的圧迫：生活費を渡さない、貯金を勝手に使われる、外で働くことを妨害されるなど

第2章 本市のDVを取り巻く現状

身体的暴行、心理的攻撃、性的強要、経済的圧迫のいずれか1つでも暴力行為があったを「1度でもあった」とすると、中学生・高校生全体では17.6%で、男女別学年別で見ると、女性では「高校2年生」が27.8%、男性では「高校2年生」が11.1%となっています。

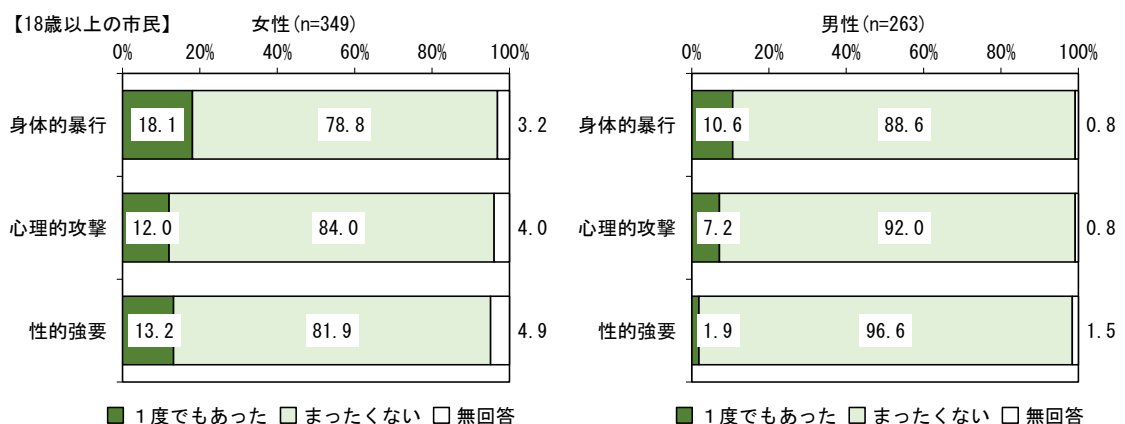


分析

中学生にデートDV被害の実態はありませんでしたが、デートDVの被害者や加害者になる前の段階である中学生からDV防止教育を行う必要があります。

18歳以上の市民のうち、現在配偶者や恋人がいる人、これまでに結婚したことがある人、恋人がいたことがある人に対して、暴力行為が1度でもあったかについて聞いたところ、女性では「身体的暴行」が18.1%で最も高く、次いで「性的強要」が13.2%、「心理的攻撃」が12.0%、男性では「身体的暴行」が10.6%で最も高く、次いで「心理的攻撃」が7.2%、「性的強要」が1.9%となっています。

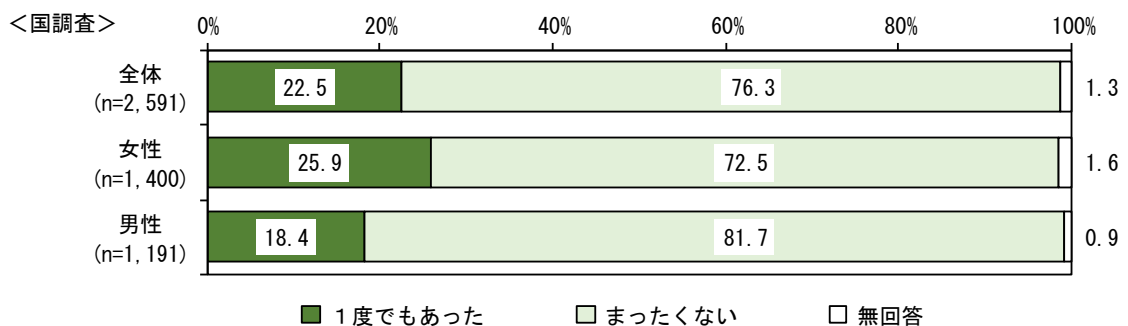
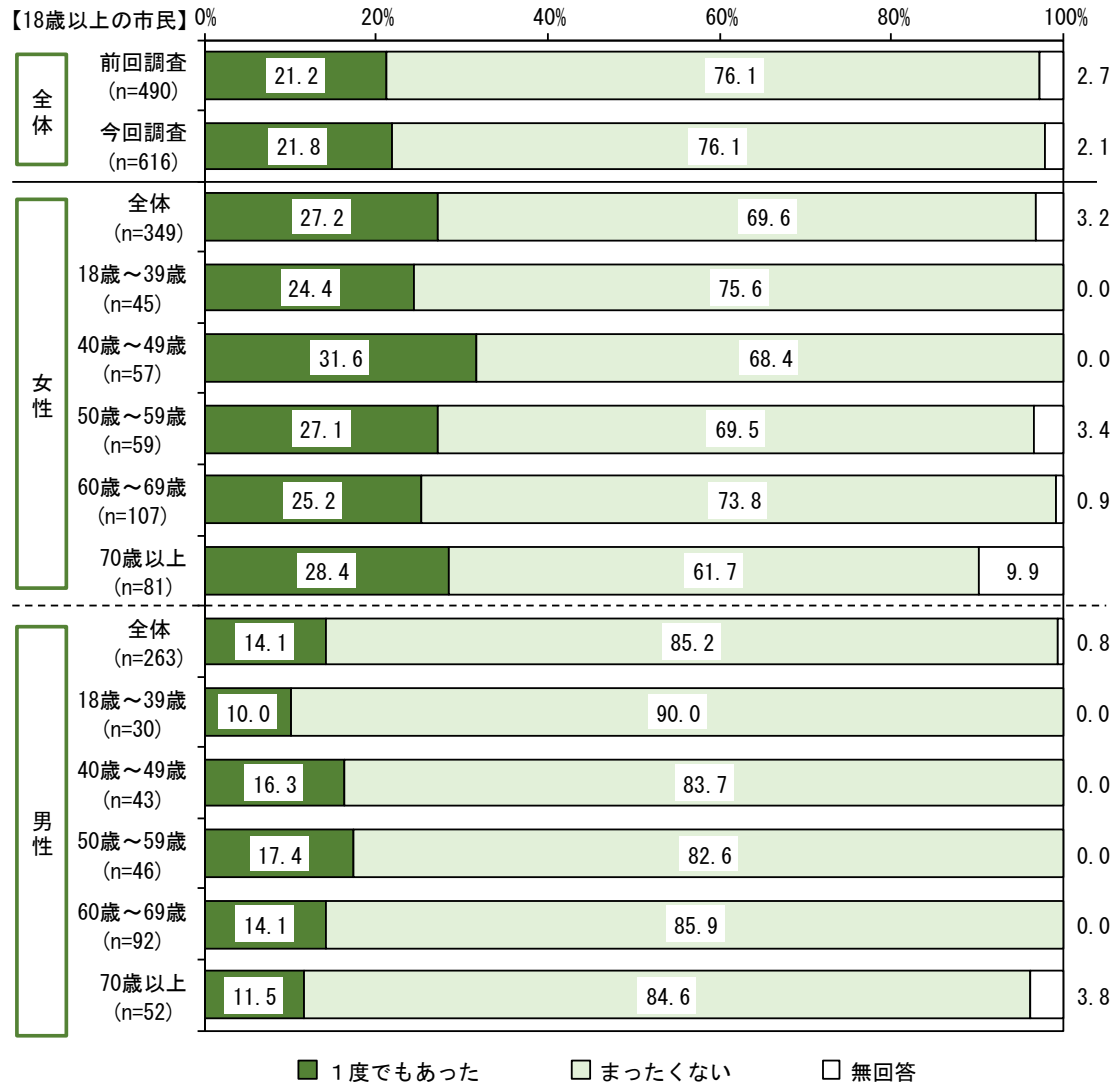
あなたはこれまでに、あなたの配偶者や恋人などから、次のようなことをされたことがありますか。
(単一選択)



第2章 本市のDVを取り巻く現状

身体的暴行、心理的攻撃、性的強要のいずれか1つでもあったを「1度でもあった」とすると、18歳以上の市民全体では21.8%で、国調査及び前回調査の結果からは大きな変化はありません。

また、男女別年齢別でみると、女性では「40歳～49歳」が31.6%で最も高く、男性では「50歳～59歳」が17.4%で最も高くなっています。



分析

DV被害の実態として、男性に比べ女性の割合が全体的に高く、本市に住む18歳以上の女性のおよそ3人に1人が配偶者や恋人などから暴力被害を受けており、国調査より多い傾向にあります。

第2章 本市のDVを取り巻く現状

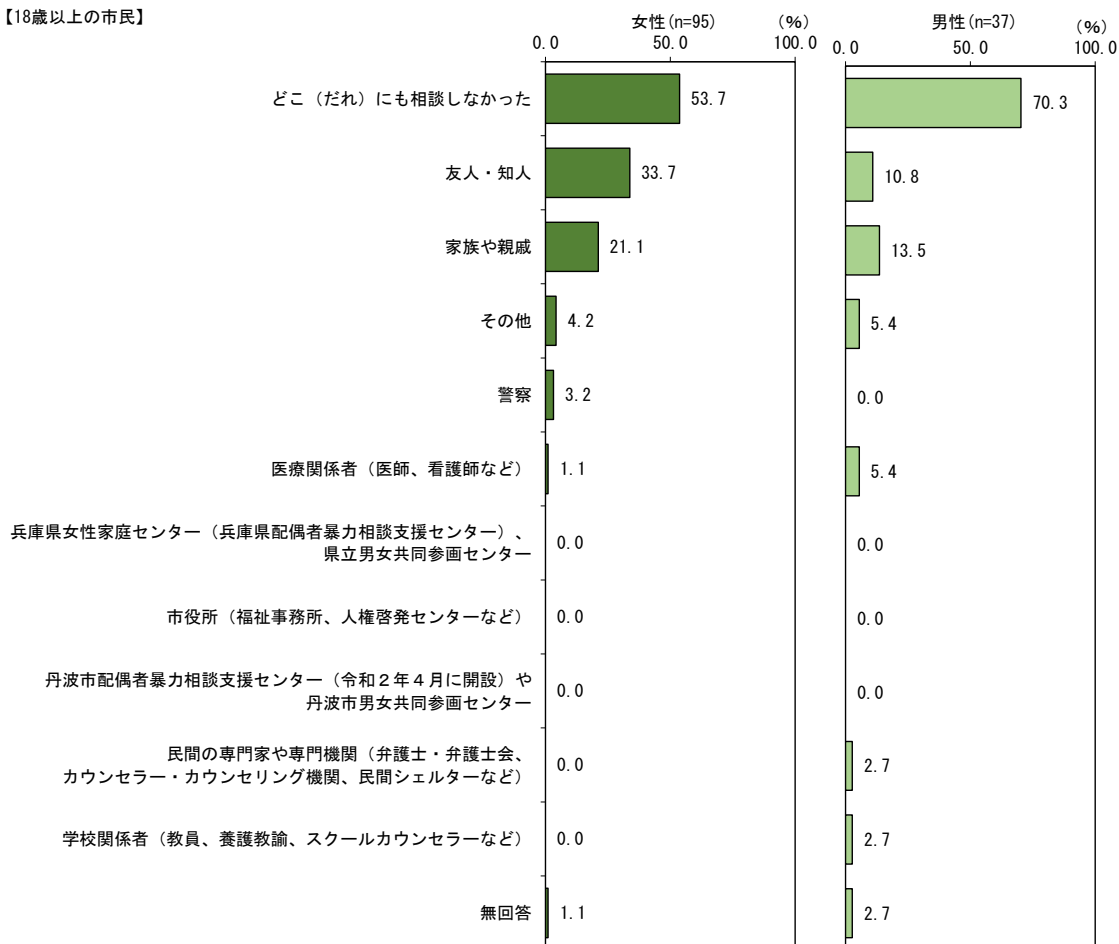
⑥DV被害を受けた時の相談状況

配偶者や恋人からDV被害の経験がある18歳以上の市民に対して、DV被害を受けた時の相談先について聞いたところ、女性では「友人・知人」が33.7%で最も高く、次いで「家族や親戚」が21.1%、「警察」が3.2%、男性では「家族や親戚」が13.5%で最も高く、次いで「友人・知人」が10.8%、「医療関係者（医師、看護師など）」が5.4%となっています。

相談先として、友人・知人や家族・親戚の割合が多く、公的機関に相談することは少なくなっています。

あなたはこれまでに、あなたの配偶者や恋人などから受けた暴力行為について、だれかに打ち明けたり、相談したりしましたか。
(複数選択可)

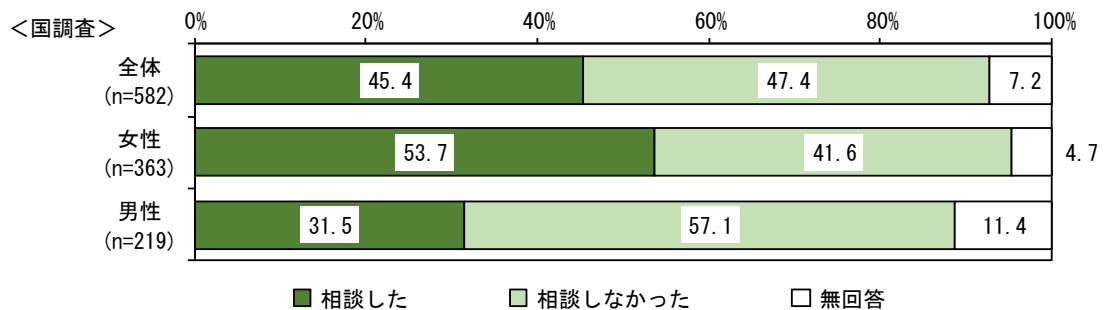
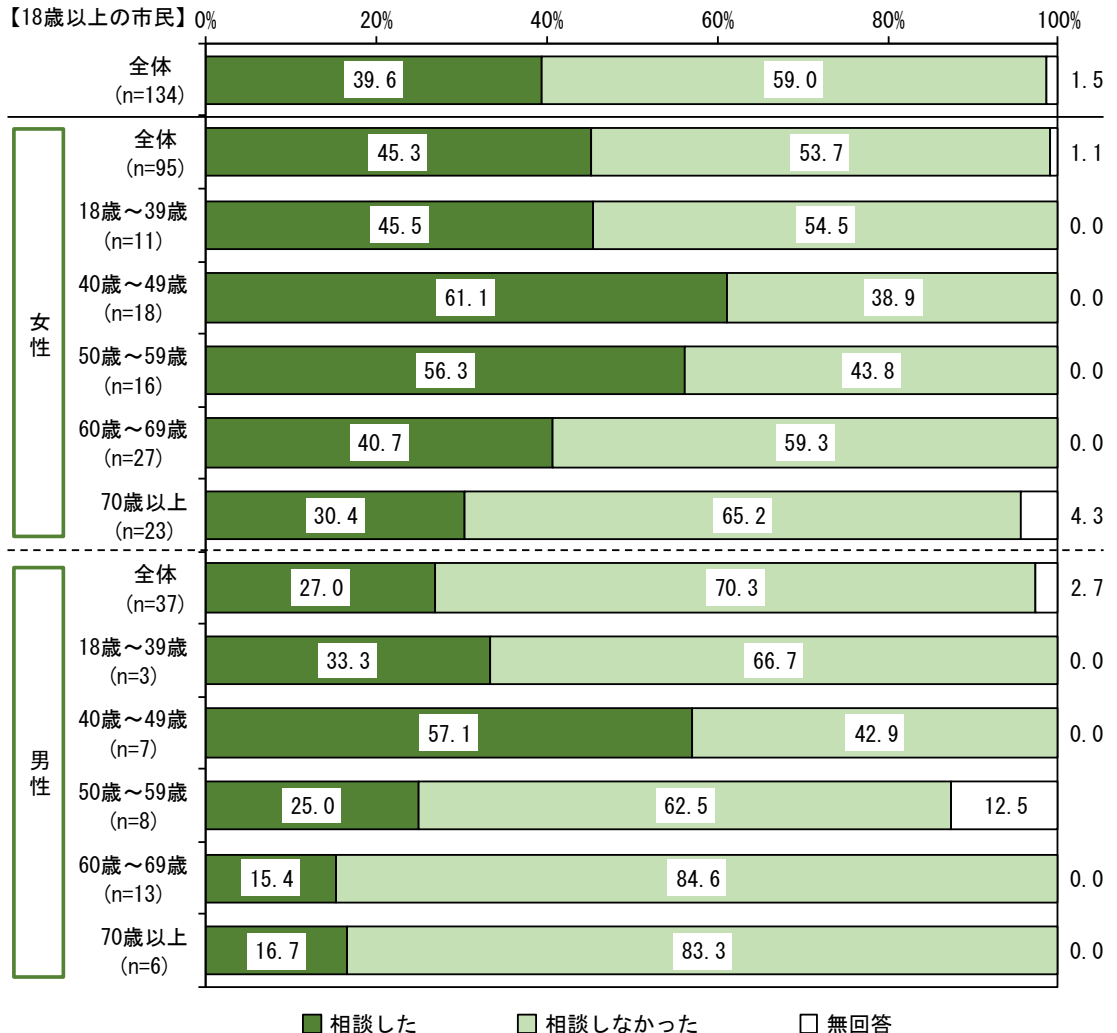
【18歳以上の市民】



第2章 本市のDVを取り巻く現状

いずれかの相談先を回答した18歳以上の市民の合計を「相談した」とすると、全体では「相談した」が39.6%となっており、国調査の結果と比較すると、5.8ポイント低くなっています。

また、男女別年齢別でみると、女性では「40歳～49歳」が61.1%で最も高く、男性では「40歳～49歳」が57.1%で最も高くなっています。



分析

配偶者や恋人から暴力を受けても、相談しなかった割合は5割を超えています。

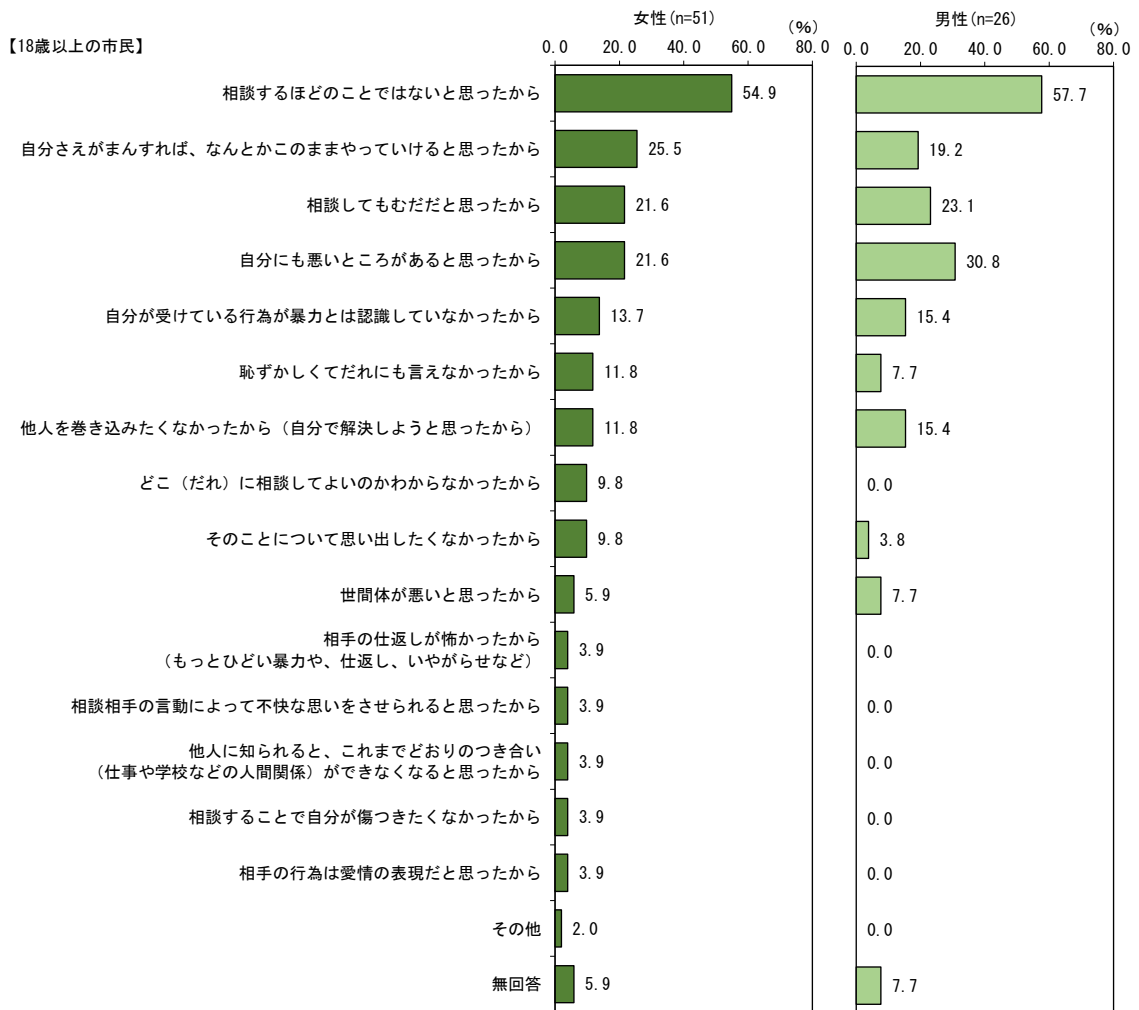
被害者は、どこ（だれ）にも相談せずに一人で悩んでいることが多く、家族やまわりの人が気づくことが重要です。

第2章 本市のDVを取り巻く現状

配偶者や恋人からDV被害の経験がある18歳以上の市民で、どこ（だれ）にも相談しなかった人に対して、その理由について聞いたところ、男女とも「相談するほどのことではないと思ったから」が最も高く、女性が54.9%、男性が57.7%で、男性の方が2.8ポイント高くなっています。

どこ（だれ）にも相談しなかったのは、なぜですか。

（複数選択可）



分析

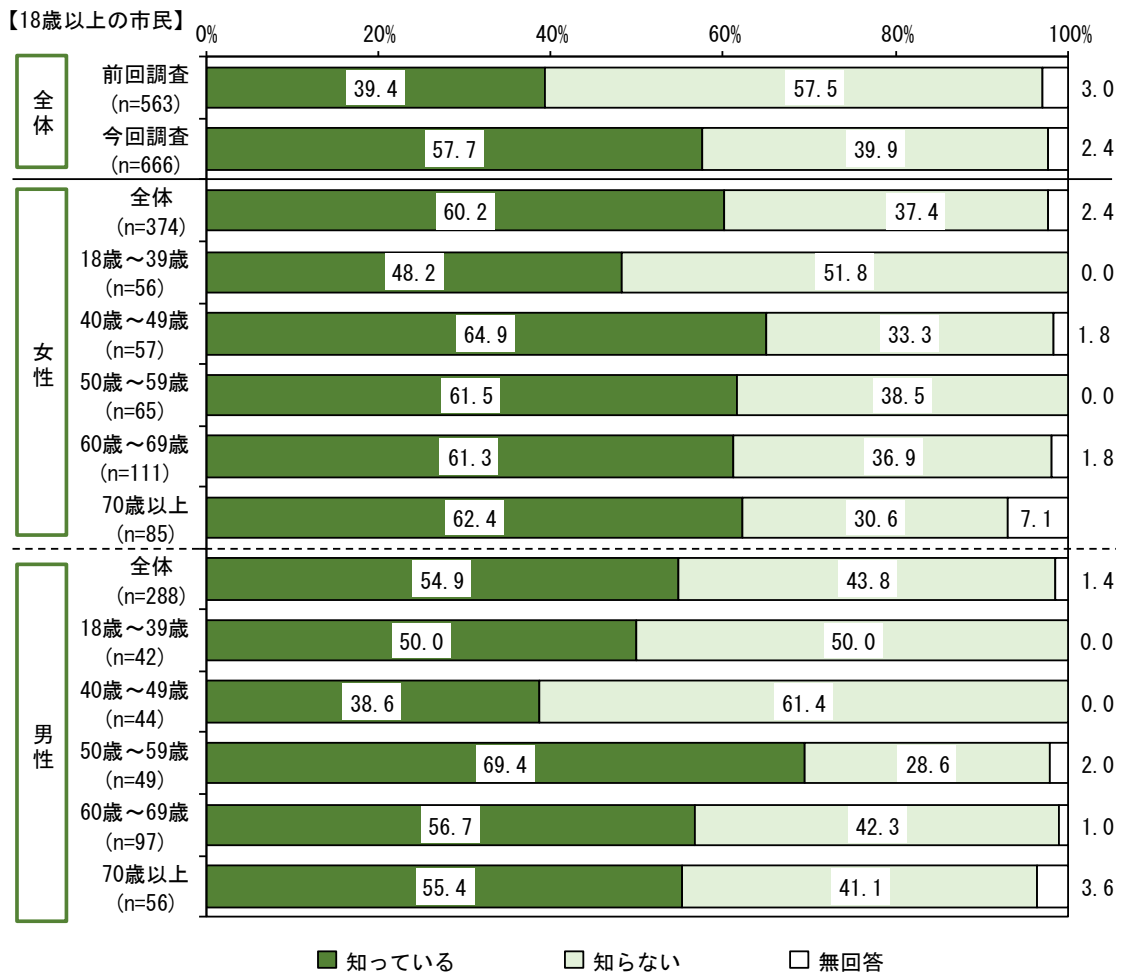
どこ（だれ）にも相談しなかった理由について、男女とも「相談するほどのことではないと思ったから」が最も高くなっています。しかし女性では、「相手の仕返しが怖かったから」「相談相手の言動によって不快な思いをさせられると思ったから」「他人に知られると、これまでどおりの付き合いができなくなると思ったから」「相談することで自分が傷つきたくなかったから」等の少数の回答から、相談したくても怖くて相談ができない、対人不安を抱え我慢している女性がいることがわかります。

被害者が安心して相談できる窓口の周知が必要です。

18歳以上の市民における配偶者等からの暴力について相談できる窓口の認知度（「知っている」割合）を、前回調査の結果と比較すると、39.4%から57.7%と、18.3ポイント上昇しています。

また、男女別でみると、女性全体が60.2%、男性全体が54.9%で、女性の方が5.3ポイント高くなっています。

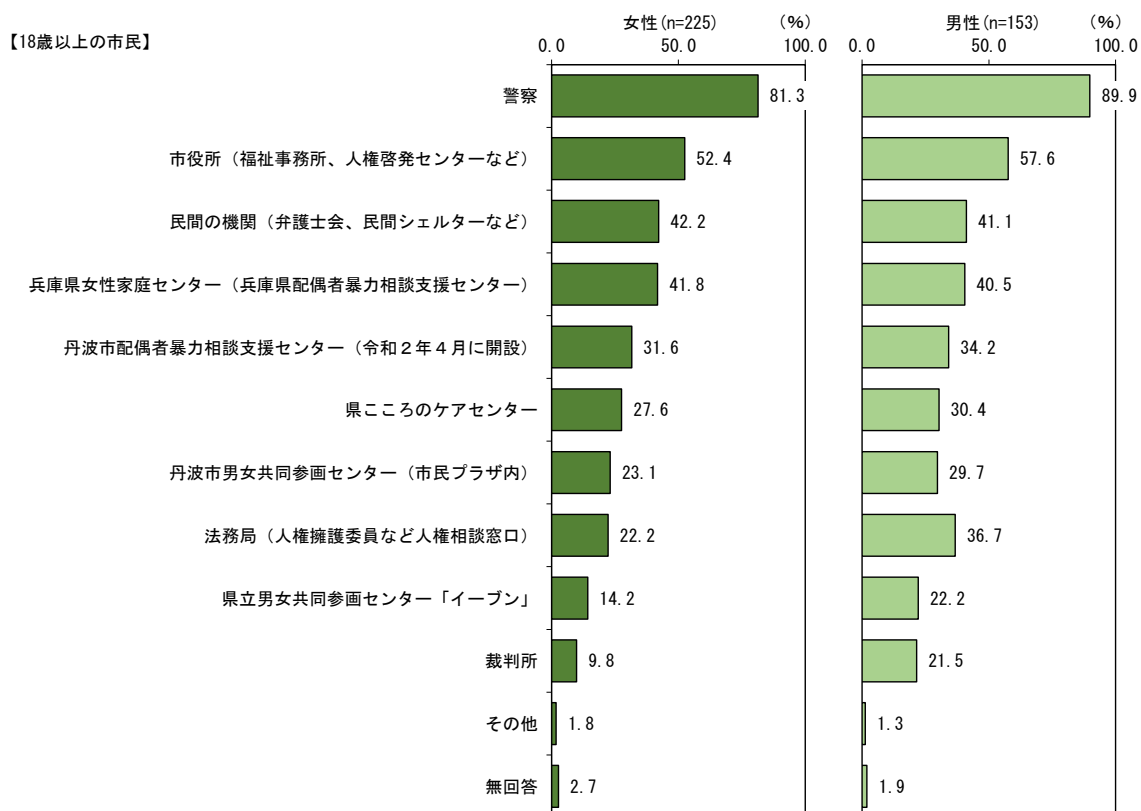
あなたは、配偶者等からの暴力について相談できる窓口があることを知っていますか。
(単一選択)



第2章 本市のDVを取り巻く現状

配偶者等からの暴力について相談できる窓口を知っている18歳以上の市民に対して、具体的な相談先として知っている相談窓口について聞いたところ、男女とも「警察」が最も高く、次いで「市役所（福祉事務所、人権啓発センターなど）」、「民間の機関（弁護士会、民間シェルター*など）」で、2020（令和2）年4月に開設した「丹波市配偶者暴力相談支援センター」は、女性が31.6%、男性が34.2%となっています。

配偶者等からの暴力について相談できる窓口として知っているものすべてに○をつけてください。
（複数選択可）



分析

夫婦間などの親しい間柄でのDVは、家庭内の出来事として表に出にくく、被害が重大化する場合も少なくありません。相談窓口として警察が最も多くなっていることについては、「DV被害を受けたときは警察に通報する」という考えの人が多いたことが推測できます。

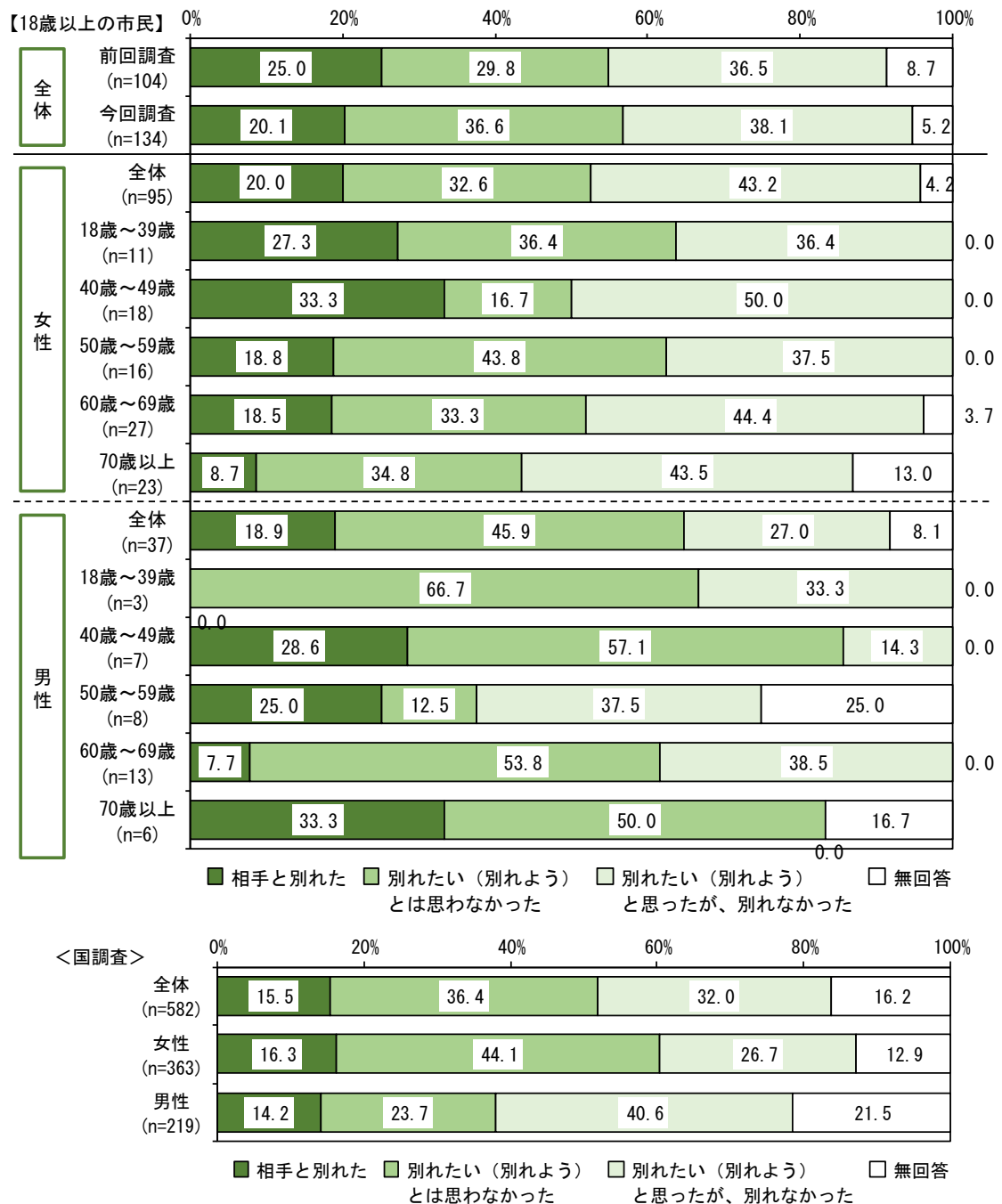
警察以外のDV被害に関する公的な相談窓口の周知とともに、DV相談窓口である、DV相談支援センターの認知度を上げるため、さらなる周知・啓発が必要です。

⑦暴力の被害を受けた時の対応状況

配偶者や恋人からDV被害の経験がある18歳以上の市民に対して、暴力行為を受けた時に加害者と別れるなどの対応をしたかについて聞いたところ、「相手と別れた」では、国調査の結果と比較すると、4.6ポイント高いですが、前回調査の結果と比較すると、25.0%から20.1%と、4.9ポイント減少しています。

また、男女別でみると、女性では「別れたい（別れよう）と思ったが、別れなかった」が43.2%で最も高く、男性の27.0%と比較すると、女性の方が16.2ポイント高くなっています。

あなたの配偶者や恋人から暴力行為を受けたとき、あなたはどうしましたか。
(単一選択)



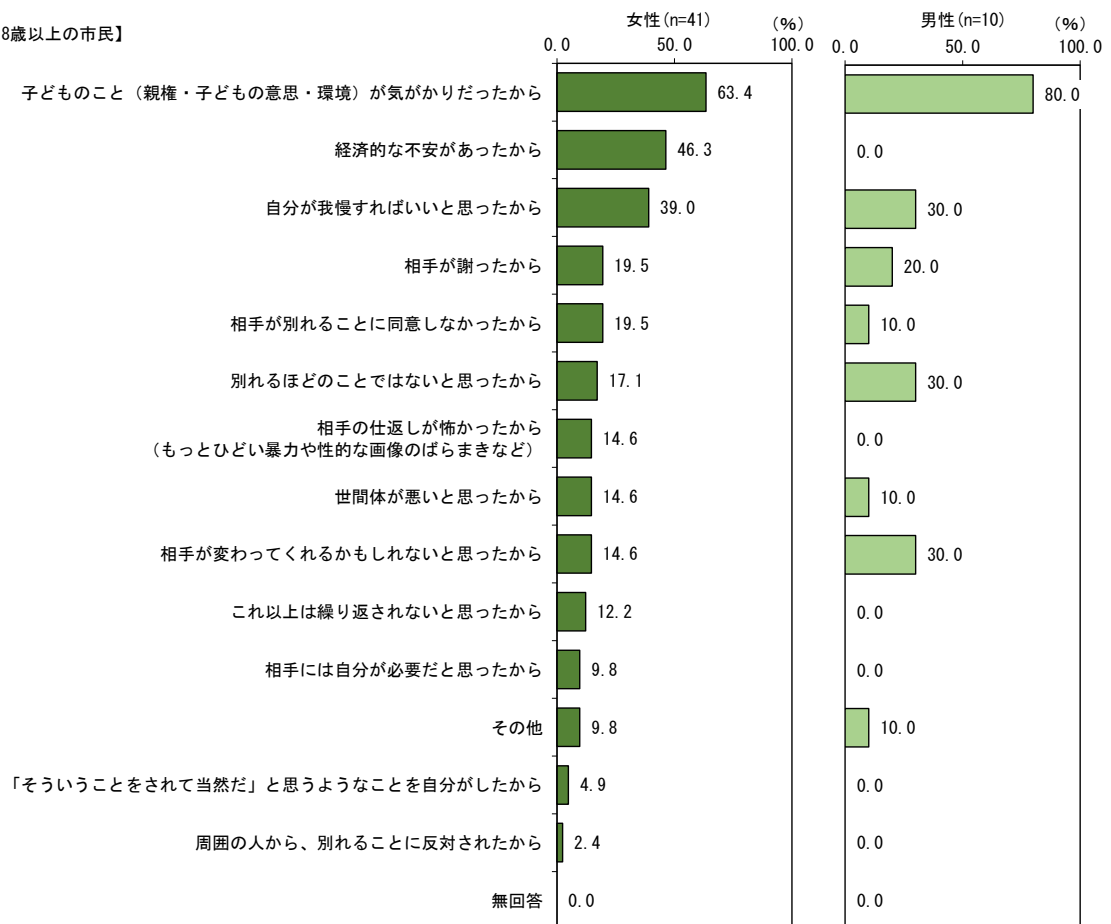
第2章 本市のDVを取り巻く現状

配偶者や恋人からDV被害の経験がある18歳以上の市民に対して、暴力行為を受けた時に別れたい（別れよう）と思ったが、別れなかった人に、その理由について聞いたところ、男女ともに「子どものこと（親権・子どもの意思・環境）が気がかりだったから」が最も高く、女性が63.4%、男性が80.0%となっています。

あなたが、相手と別れなかった理由は何ですか。

（複数選択可）

【18歳以上の市民】



分析

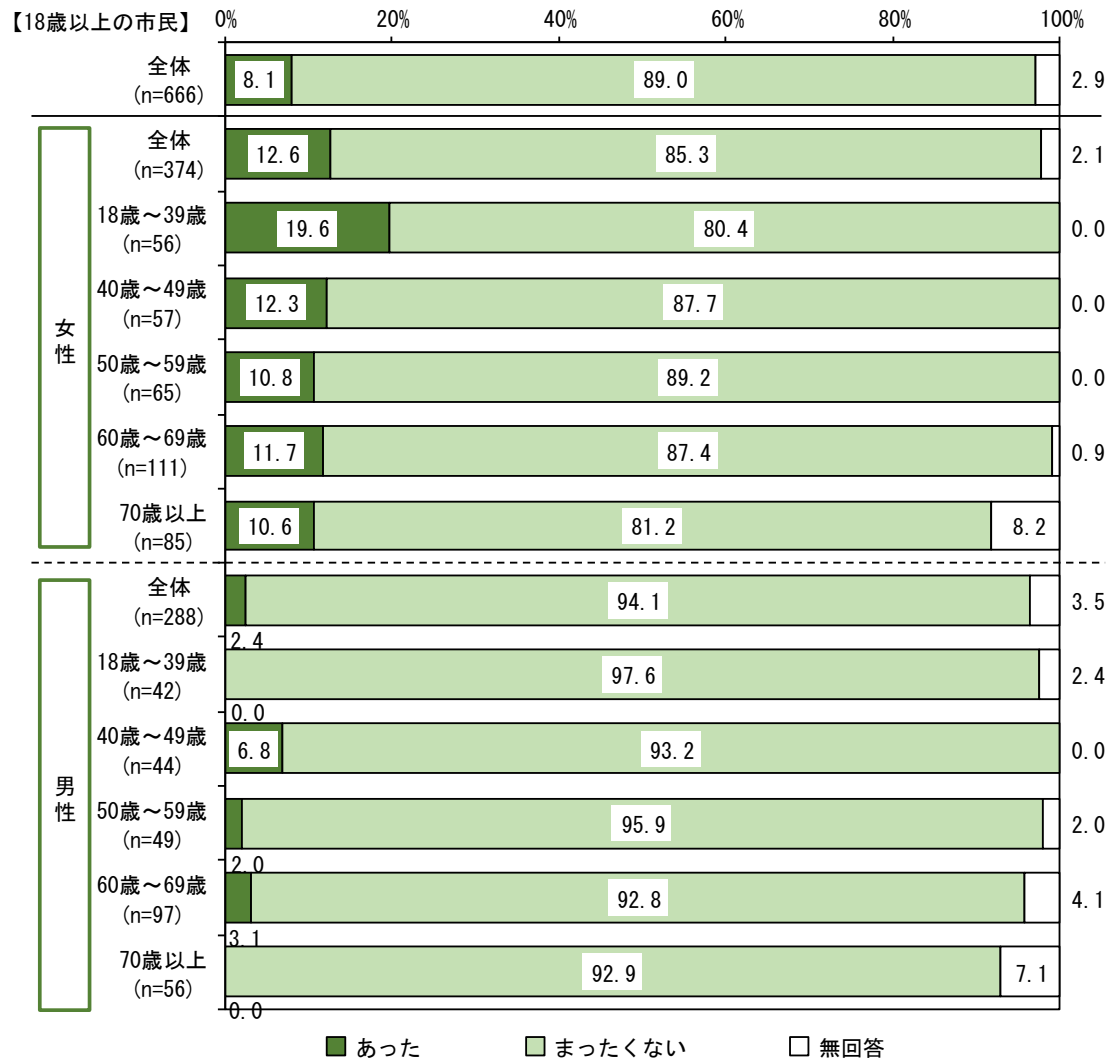
別れたいと思ったが、別れなかった女性の理由は、「子どものこと（親権・子どもの意思・環境）が気がかりだったから」が63.4%で最も高く、次いで「経済的な不安があったから」が46.3%、「自分が我慢すればいいと思ったから」が39.0%で、「経済的な不安があったから」と「自分が我慢すればいいと思ったから」の割合は、男性に比べて女性の方が高くなっています。

女性をDV被害から逃れにくくしている大きな要因のひとつとして、子どもに関わるもののほか、経済的自立の問題が背景にあるため、経済的な自立に向けた就労支援など、生活の安定を目指す取組の充実が必要です。

⑧望まない性行為被害の実態

望まない性行為をされた被害経験について、18歳以上の市民全体では「あった」（「2回以上あった」と「1回あった」の合計）が8.1%で、男女別年齢別でみると、女性では「18歳～39歳」が19.6%で最も高く、男性では「40歳～49歳」が6.8%で最も高くなっています。

あなたはこれまでに、あなたが望まない性行為をされたことがありますか。（単一選択）



分析

望まない性行為被害の実態として、男性に比べ女性の割合が全体的に高く、本市に住む18歳以上の女性のおよそ10人に1人、18歳から39歳では5人に1人が、性行為被害を受けています。

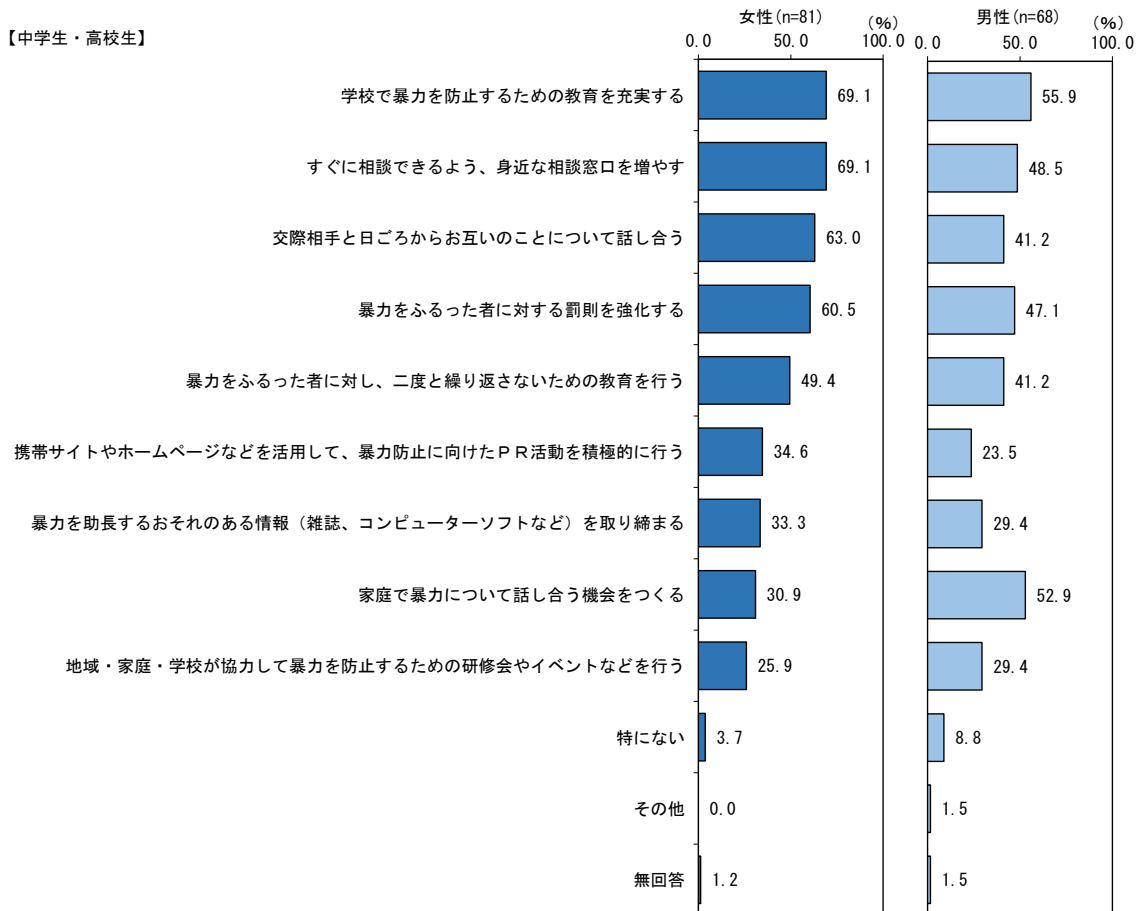
若年層における性暴力被害者への対応ならびに性暴力根絶のための啓発をさらに推進していく必要があります。

第2章 本市のDVを取り巻く現状

⑨交際相手との暴力を防止するための対策

交際相手との暴力を防止するための取組について、中学生・高校生の男女とも「学校で暴力を防止するための教育を充実する」が最も高く、女性が69.1%、男性が55.9%となっています。

交際相手との暴力を防止するために、あなたは、どのようなことをするのが必要だと思いますか。
(複数選択可)



分析

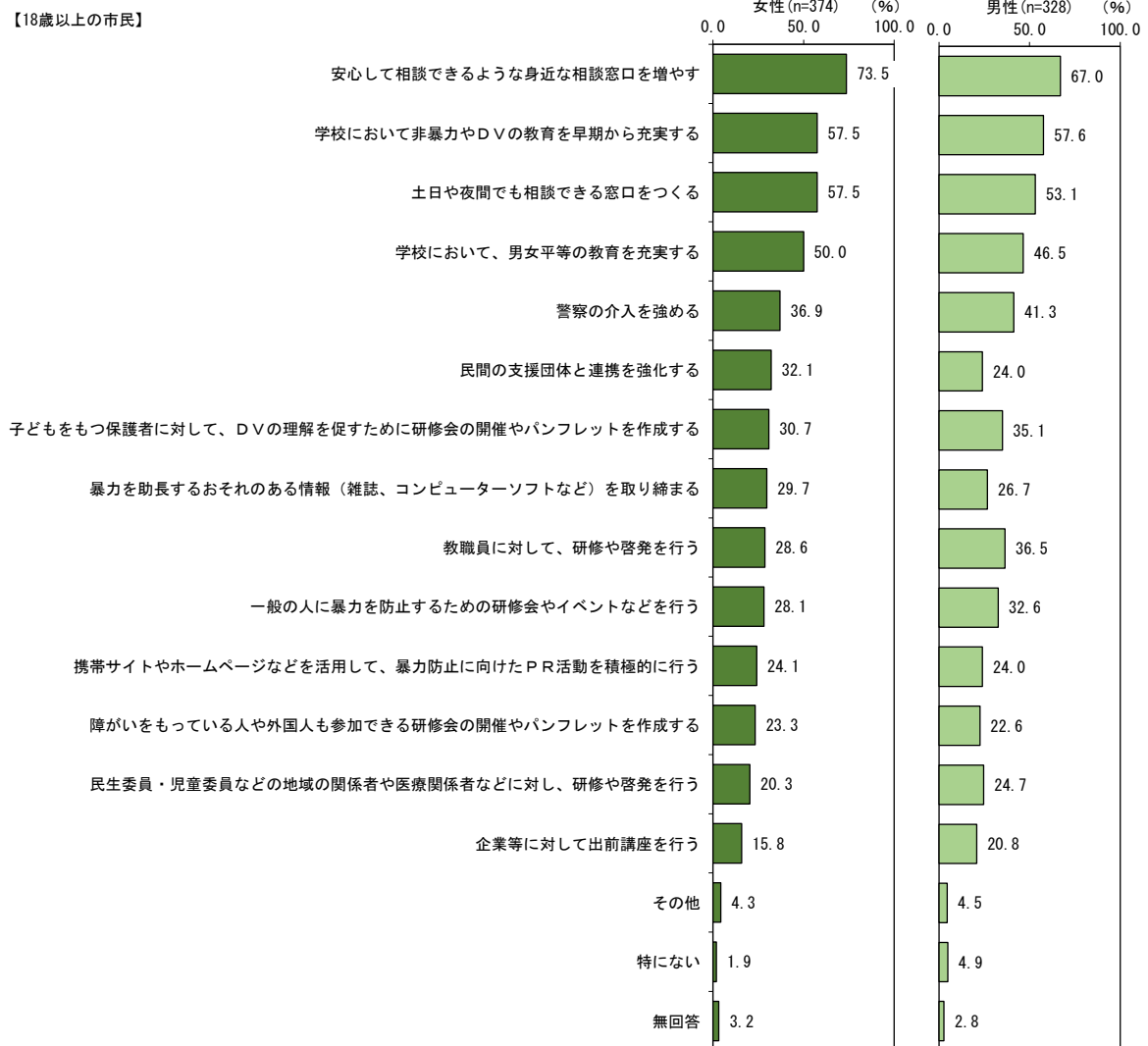
交際相手との暴力を防止するための取組として、「学校における暴力を防止するための教育の充実」や「すぐに相談できる、身近な相談窓口を増やす」ことが求められています。

中高生のデートDVに関する認知度が低かった(P16 参照)ことから、デートDV防止教育を強化するとともに、相談窓口のさらなる周知・啓発を推進していく必要があります。

⑩親密な関係にある男女間の暴力を防止するための対策

男女間の暴力を防止するために必要な行政の対策について、18歳以上の市民の男女とも「安心して相談できるような身近な相談窓口を増やす」が最も高く、女性が73.5%、男性が67.0%となっています。

男女間の暴力を防止するために、市はどのようなことをするのが必要だと考えますか。
(複数選択可)



分析

男女間の暴力を防止するために必要な対策として、安心して相談できる身近な相談窓口を増やすことが求められています。

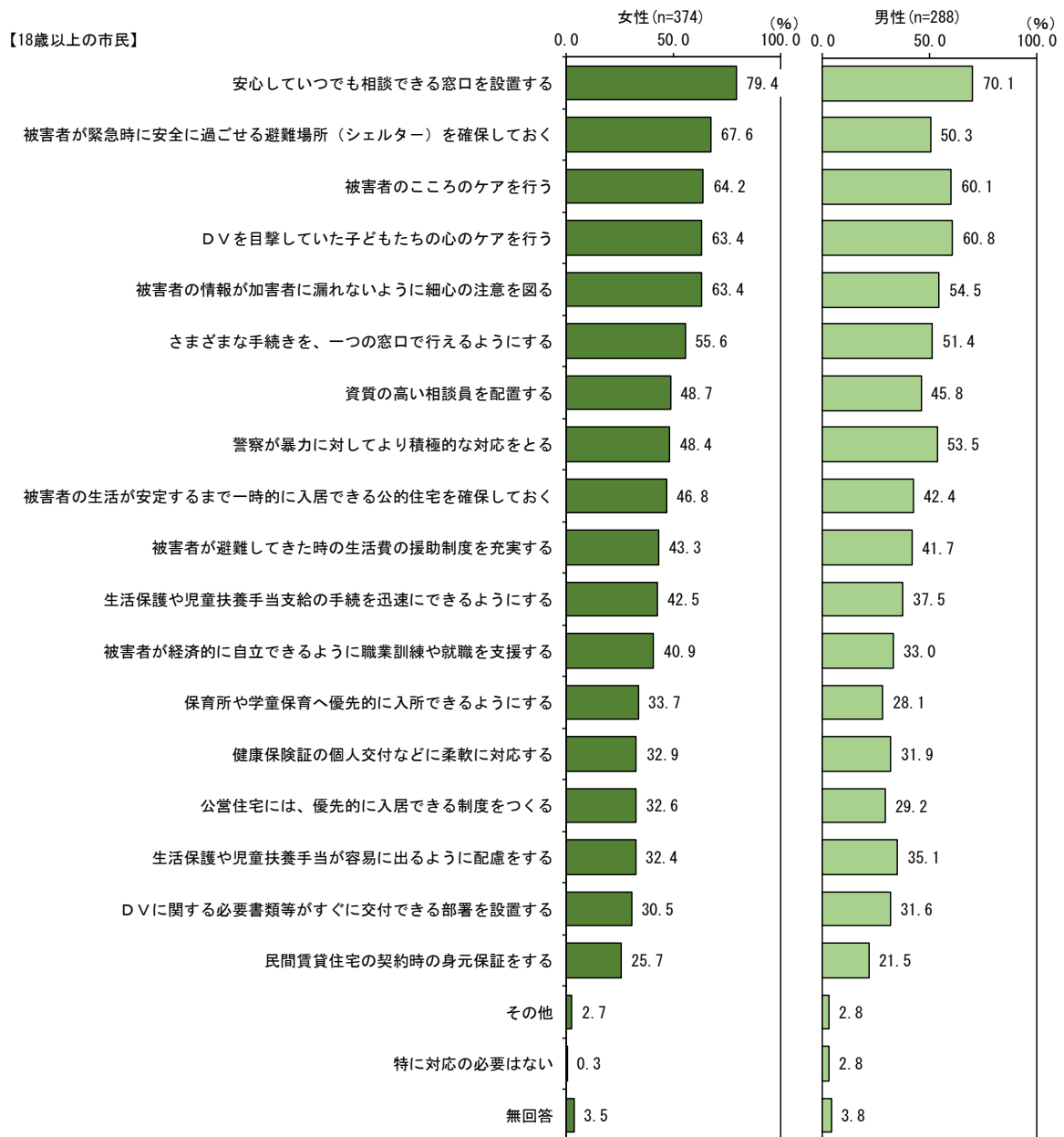
相談窓口として、DV相談支援センターをさらに周知するとともに、相談体制の強化を図る必要があります。

第2章 本市のDVを取り巻く現状

⑪DV被害者に対し必要な公的支援

被害者に対する公的支援の仕組みとして必要なものについて、18歳以上の市民の男女とも「安心していつでも相談できる窓口を設置する」が最も高く、女性が79.4%、男性が70.1%となっています。

あなたは、配偶者や恋人から暴力を受けている人に対して、市が公的に支援する仕組みとして必要だと思うものは次のどれですか。
(複数選択可)



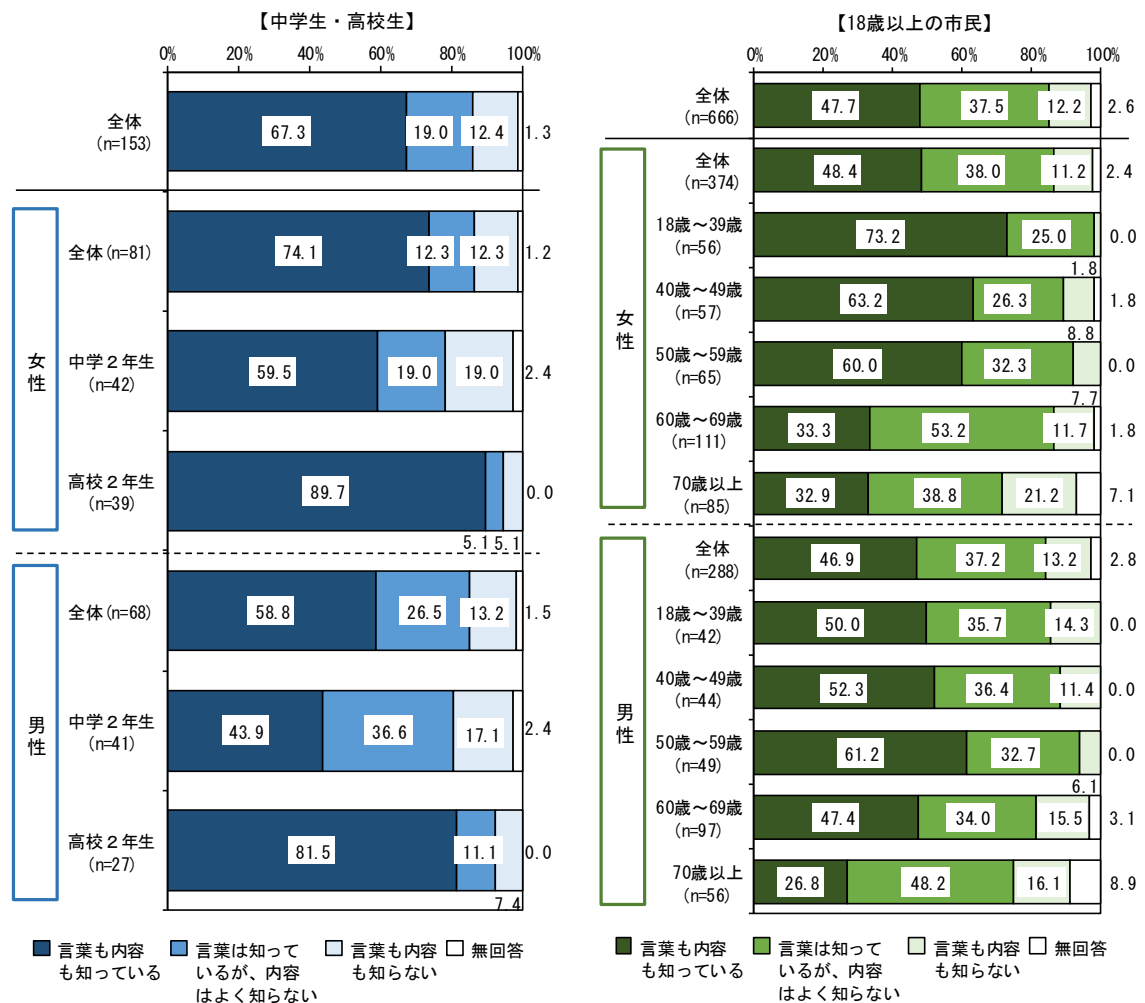
分析

被害者に対する公的支援の仕組みとして、「安心していつでも相談できる窓口の設置」、「緊急時に安全に過ごせる避難場所（シェルター*）の確保」といった被害者の安全確保のための体制整備と、被害者・DVを目撃した子どもたちの心のケアといった心理的ケアの2面について推進が求められています。

⑫ジェンダーという言葉の認知度

ジェンダー*という言葉の認知度（「言葉も内容も知っている」の割合）を、男女別で見ると、中学生・高校生の場合、男女とも、中学生に比べて高校生の方が高く、女性では中学2年生が59.5%、高校2年生が89.7%、男性では中学2年生が43.9%、高校2年生が81.5%となっています。18歳以上の市民の場合、女性全体が48.4%、男性全体が46.9%と、大きな差はありません。

SDGs*に「ジェンダー平等」が掲げられていますが、「ジェンダー」という言葉や内容を知っていますか。（単一選択）



分析

ジェンダーという言葉そのものは、市民の間である程度浸透している様子はいくつかありますが、「言葉も内容も知らない」では、中学生・高校生が12.4%、18歳以上の市民が12.2%となっています。

様々な機会を通じて、ジェンダーに関する正しい知識を浸透させるための取組を推進する必要があります。

第2章 本市のDVを取り巻く現状

⑬ジェンダーに対する認識

ジェンダー*に対する認識について、中学生・高校生の「そう思う」割合は、中学生・高校生ともに、女性では「洗たくや料理など、家のことは女の人の方が男の人より向いている」が18.5%で最も高く、男性では「男子がスポーツで女子に負けるのは、はずかしい」が30.9%で最も高くなっています。

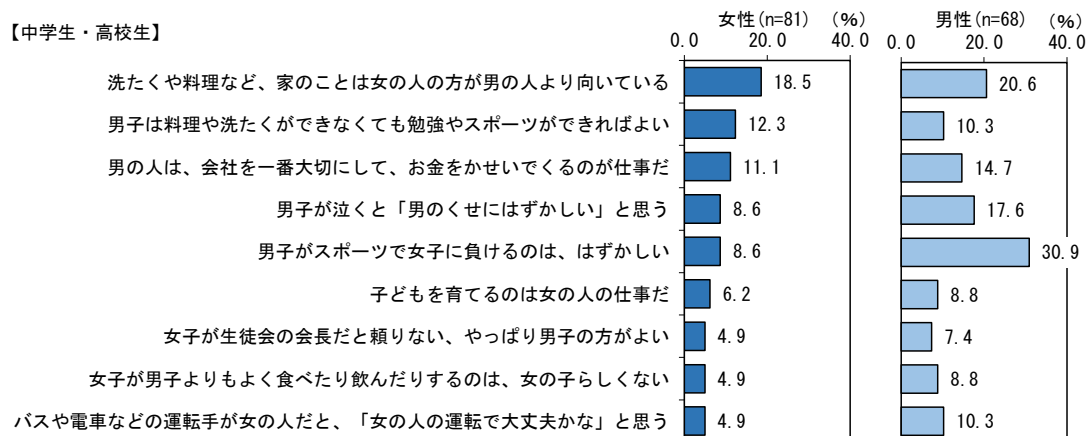
また、18歳以上の市民の「そう思う」割合は、女性では「各種の手続きや付き合いは、夫の名前でする方がよい」が27.3%で最も高く、男性では「子どもは女の子なら優しく、男の子ならたくましく育てるのが望ましい」が22.6%で最も高くなっています。

あなたのジェンダーに対する考えに近いものはどれですか。

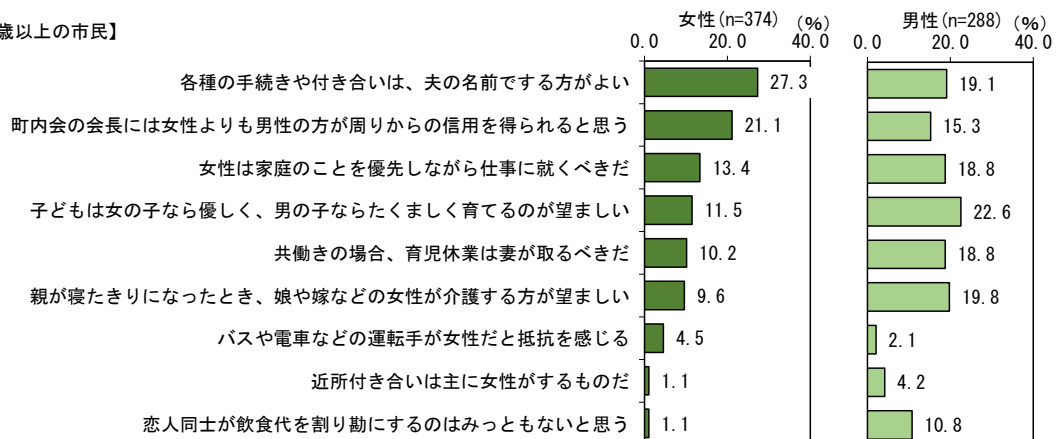
(単一選択)

●「そう思う」割合

【中学生・高校生】



【18歳以上の市民】



分析

「洗たくや料理など、家のことは女の人の方が男の人より向いている」や「子どもは女の子なら優しく、男の子ならたくましく育てるのが望ましい」など、性別による「無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）」が存在しており、近年、ジェンダー格差*を埋めていくために必要な視点だと認識され始めています。

だれもが自分らしい選択をしていくために、まずは、性別による「無意識の思い込み」に気づくことが重要であり、性別による「無意識の思い込み」の解消については、長期的な視点に立って意識の醸成を図るための啓発などに取り組んでいく必要があります。

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

市民だれもが一人の人間としての尊厳が守られ、自らの意思に基づき、安全に、安心して地域で暮らす権利があります。しかし、DVによる被害はあとを絶たず、外部からの発見が困難な家庭内において行われるため、潜在化しやすく、被害が深刻化しやすいという特徴があります。

本市では、第2次計画に基づき、あらゆる世代の親密な関係における暴力の根絶に向け、市民へのDV防止のための普及啓発をはじめ、DV被害を受けた場合の相談体制の構築のほか、被害者の安全確保や自立生活に向けた支援などに取り組んできました。

本計画では、第2次計画の取組や課題を踏まえ、DVに苦しむ人が被害に気づき、安心して相談できる相談窓口の周知と確立、被害者が安全で安心な場所で、課題解決や自立ができる支援体制、次世代にDVを残さない社会の実現という考え方を計画の視点に据え、関係機関及び民間支援団体との連携協力体制をより一層強化し、あらゆる暴力の防止と根絶に向けた計画の推進を行わなければなりません。

このような考え方から、本計画全体に関わる基本理念を「市民だれもが安心して生活をし、暴力を許さず、次世代にDVを残さない社会づくり」とし、その実現に向けて各施策に取り組めます。

**市民だれもが安心して生活をし、暴力を許さず、
次世代にDVを残さない社会づくり**

2 施策の体系

施策目標	基本施策	具体的施策
Ⅰ DV被害者に対する相談体制の強化	1 DVに関する相談窓口の周知	①多様な媒体を活用した広報の充実 ②庁内の各種相談窓口と連携した広報の推進 ③地域や学校、保健・医療・福祉関係者、企業、民間支援団体等と連携した普及広報活動の推進 ④市内事業所への相談窓口の周知徹底
	2 DVに関する相談支援体制の確立	①女性相談支援員*による相談支援 ②女性のための相談支援 ③高齢者や障がいのある人等への相談対応 ④外国人に対する相談体制の整備 ⑤メールやSNSによる相談体制の充実
	3 DVに関する相談を担う職員の資質向上	①相談対応マニュアルの作成・充実 ②女性相談支援員等の研修の充実 ③女性相談支援員への支援の充実
Ⅱ DV被害者の安全確保のための体制整備	1 DV被害者の安全確保のための体制の整備	①緊急時の一時保護*施設の確保 ②被害者に対する安全確保に関する助言の実施 ③警察、県女性家庭センター*等との連携強化 ④各種手続きのワンストップサービス
	2 法律的な相談に関する支援	①法律的な相談窓口等の情報提供と助言 ②保護命令制度*等の情報提供と助言
	3 DV被害者に関する情報管理の徹底	①住民基本台帳事務における閲覧等の制限の実施 ②庁内関係課におけるDV関連の情報管理の徹底 ③子どもに関する情報管理の徹底
Ⅲ DV被害者と被害を受けた子どもに対する包括的な支援体制の充実	1 生活の再建と安定に向けた支援の推進	①転出や転入に関する手続きへの支援と関係機関等の情報共有 ②保険・医療・年金等の手続き支援と情報提供 ③法的支援機関との連携 ④被害者への中長期的なフォローアップの実施
	2 住まいの確保に向けた支援の推進	①公営住宅の申し込み等に関する情報提供 ②母子生活支援施設*等への入所の支援
	3 就労や経済的な支援の推進	①被害者の状況に応じた支援制度等の利用促進 ②ひとり親家庭を対象とした各種支援制度等の利用促進 ③子どもの保育や就学についての情報提供
	4 DV被害者とその子どもの心身のケアの推進	①被害者の心身のケア ②子どもの心身のケア

施策目標	基本施策	具体的施策
Ⅳ DV防止のための教育・啓発の推進	1 DV根絶に向けた絶え間ない普及啓発の推進	①家庭・地域・企業等への啓発の推進 ②市職員・教職員に対する啓発の推進 ③あらゆる機会を通じた啓発の推進
	2 DV被害者の早期発見に向けた取組の推進	①通報義務等に関する情報の提供 ②保健・医療関係者、教育関係者、福祉関係者への周知 ③民生委員・児童委員を対象とした研修会の実施 ④市職員を対象とした研修会の実施
	3 学校等におけるDV・性暴力防止教育の推進	①道徳教育、人権教育の充実 ②デートDV防止教育の強化 ③性暴力防止教育の推進 ④男女共同参画センターによる研修会や講座の開催
Ⅴ 連携・協働による推進体制の充実	1 DV相談支援センターによる総合的なDV対策の推進	①DV相談支援センターの適正な運営 ②統一した苦情対応と記録管理の徹底
	2 庁内関係課、DV対策関係機関・団体との連携協力体制の推進	①民間支援団体との連携・支援機能の活用 ②丹波地域DVネットワーク会議*への参画 ③県や近隣市町との連携の強化 ④要保護児童対策地域協議会*等と連携した取組の推進 ⑤庁内関係課との連携体制の強化

3 SDGsに関連する施策

目標	施策内容
貧困をなくそう 	生活困窮者、ひきこもり、ヤングケアラーなどの複合化・複雑化した困難な課題や女性特有の課題を抱えた人への支援を行います。
すべての人に健康と福祉を 	自分の身体に関することを自分で決め、望まない妊娠を防ぐことができるようにすることは、女性の健康と権利を守るためにとても重要です。男女がともに自らの身体について正しい情報を持ち、お互いの身体的な性差を正しく理解することができるよう、教育・啓発を推進します。
質の高い教育をみんなに 	性別にとらわれずジェンダー*平等意識が浸透した社会を目指すためには、子どもの頃からの教育が重要です。それぞれの個性と能力を十分に発揮し、将来を見通して自己形成ができるよう学校における教育を推進します。
ジェンダー平等を実現しよう 	自治体による女性や子ども等の弱者の人権を守る取組は大変重要です。自治体行政や社会システム*にジェンダー平等を反映させるために、市職員や審議委員等における女性の割合を増やす取組を推進します。
住み続けられるまちづくりを 	地域の中での孤立を防ぎ、市民誰もが安心して暮らすことができるよう、相談体制を整えるとともに、地域活動への参画を通じたつながりづくりが重要です。防災分野において、男女共同参画の視点を取り入れた避難所運営体制づくりを推進します。
平和と公正をすべての人に 	DVは人権侵害であり、決して許されません。そのため相談窓口の周知や関係機関、庁内関係課との連携による被害者の保護、自立に向けた支援を行います。そのため、相談窓口の周知や関係機関、庁内各課との連携による被害者の保護、自立に向けた支援を行います。
パートナーシップで目標を達成しよう 	職場や教育現場におけるあらゆるハラスメントも重大な人権侵害であることから、事業者や市民とともに取り組んでいくことが重要です。事業者や市民に対する啓発活動を推進します。

第4章 計画の展開



施策目標Ⅰ DV被害者に対する相談体制の強化

現状と課題

本市におけるDV被害に関する相談者数は、2021(令和3)年度の新規相談者数が23人で、延相談回数が139回となっています(P4参照)。アンケート調査結果(18歳以上の市民)によると、本市のDV被害の実態として、女性のおよそ3人に1人(27.2%)が配偶者や恋人などから暴力被害を受けていること(P21参照)から、暴力を受けていながら相談することを躊躇している方が多数いるのではないかと推測されます。

本市では、2020(令和2)年4月にDV相談支援センターを開設し、DVの相談窓口として広報等を通じて周知を行っていますが、十分に周知されているとは言えない状況です(P26参照)。また、アンケート調査結果(18歳以上の市民)によると、被害者に対する公的支援の仕組みとして、「安心していつでも相談できる窓口を設置する」が最も高く、女性が79.4%、男性が70.1%となっています(P32参照)が、配偶者や恋人からDV被害を受けたときに、「友人・知人」や「家族や親族」などの親しい間柄の人に相談する割合が高く、「どこ(だれ)にも相談しなかった」人は、女性が53.7%、男性が70.3%となっています(P22参照)。

潜在的な被害者を救済・支援するためには、DVに苦しむ人や身近にいる人が被害に気づき、相談窓口につながる事が重要であり、様々な媒体を活用した相談窓口の周知を図ることが必要です。また、市民にとって「安心していつでも相談できる窓口」であるためには、メールやSNSによる相談体制の充実や被害者の状況を正確に把握し、相談に応じることができる職員のスキルアップが求められており、専門的な相談に対応できる女性相談支援員*の育成に努めるとともに、二次的被害防止に向けた支援体制を構築することが必要です。さらに、被害者の相談支援にあたっては、障がいの有無や年齢、性別、国籍などの違いによって支援が受けにくくならないよう、被害者の状況に応じた対応が必要となります。

重要な視点

- ◎安心して相談できる窓口の周知
- ◎専門的な相談に対応できる相談体制の強化
- ◎多様な相談やニーズに応じた相談体制の整備
- ◎相談員が一人で抱え込まないような支援体制の構築及び相談員の資質の向上

活動指標

- ◎市民に対して、相談窓口周知のための広報を年3回以上行う。
- ◎医療機関や公共機関等に対して、相談窓口周知のための広報を年3回以上行う。

基本施策ごとの具体的施策内容

1 DVに関する相談窓口の周知

具体的施策	内容	担当課等
①多様な媒体を活用した広報の充実	市広報紙、市ホームページ等において、DV相談窓口を周知します。	人権啓発センター 社会福祉課 DV相談支援センター
②庁内の各種相談窓口と連携した広報の推進	庁内の各種相談担当課が作成しているチラシ等にDV相談窓口を掲載します。	人権啓発センター 社会福祉課 介護保険課 障がい福祉課 健康課 子育て支援課
③地域や学校、保健・医療・福祉関係者、企業、民間支援団体等と連携した普及広報活動の推進	各関係機関と連携を図り、DV相談窓口を掲載したリーフレットの配布やDV防止出前講座を実施します。	人権啓発センター 社会福祉課 DV相談支援センター
新規 ④市内事業所への相談窓口の周知徹底	公的な相談窓口の認知度を上げるため、市内の事業所にDV相談支援センターのリーフレットを配布し、相談窓口を周知します。	人権啓発センター 社会福祉課 DV相談支援センター

2 DVに関する相談支援体制の確立

具体的施策	内容	担当課等
①女性相談支援員*による相談支援	相談者の安全を確保しながら、女性相談支援員による相談支援を行います。	DV相談支援センター
新規 ②女性のための相談支援	固定的性別役割分担意識*による慣習やDVなど、日常生活の中で女性が直面する様々な問題について、専門の相談員が、こころの整理や問題解決に向けた相談支援を行います。	人権啓発センター

具体的施策	内容	担当課等
③高齢者や障がいのある人等への相談対応	被害者の介護の必要性や治療の有無など、それぞれの状況に応じて、地域包括支援センター*や障がい者の相談支援事業所と連携し、相談・支援を行います。また、必要に応じて手話通訳者等の派遣を行い、より相談しやすい体制づくりを行います。	介護保険課 障がい福祉課
④外国人に対する相談体制の整備	丹波市国際交流協会*と連携し、県が作成している外国語版リーフレットなどによる相談窓口の情報提供や、通訳者の派遣、翻訳機の活用など、相談しやすい環境を整えます。	人権啓発センター 社会福祉課 DV相談支援センター
新規 ⑤メールやSNSによる相談体制の充実	相談受付体制の充実のため、メールやSNSを使った相談受付や、相談者がいつでも安心して相談できるよう、土日や夜間の相談体制の充実を図ります。	DV相談支援センター

3 DVに関する相談を担う職員の資質向上

具体的施策	内容	担当課等
①相談対応マニュアルの作成・充実	迅速かつ適正な支援及び二次的被害の防止、子どもへの対応等について記載した「相談対応マニュアル」を作成します。	DV相談支援センター
②女性相談支援員の研修の充実	関係機関主催の研修会に積極的に参加し、実務能力の向上を図ります。	DV相談支援センター
③女性相談支援員への支援の充実	女性相談支援員の心身の健康が損なわれないよう、支援・助言が受けられる体制や面談等を行います。	職員課 DV相談支援センター



施策目標Ⅱ DV被害者の安全確保のための体制整備

現状と課題

DVは家庭内で行われることが多く、外部から発見することが困難であるうえ、DV被害を受けたとしても、アンケート調査結果（18歳以上の市民）によると、「相談するほどのことではないと思ったから」（女性54.9%、男性57.7%）、「自分さえがまんすれば、なんとかこのままやっていけると思ったから」（女性25.5%、男性19.2%）、「相談してもむだだと思ったから」（女性21.6%、男性23.1%）など（P24参照）、多くの被害者が支援の必要性に気づいていないと推測されます。

被害者の安全確保を最優先とし、今後の生活について被害者が主体的に考え、自己決定ができるように寄り添い、支援をすることが大切であり、被害者が避難することを選択した場合には、加害者の追跡などの危険性を十分に考慮したうえで、被害者が自立に向けて踏み出せるような支援が求められます。

また、被害者の安全確保策として、兵庫県と連携し、一時保護*施設への受け入れを確保するとともに、一時保護施設につなぐまでの間の適切なアセスメント*や安全確保ができるよう、市内や隣接市町において一時的に避難するための施設の確保が重要であるため、公的な一時保護施設を補完する民間シェルター*の利用を検討する必要があります。

さらに、加害者に被害者の居場所がつかとめられないよう、個人情報管理を徹底することが重要であり、市職員の認識を深めるとともに、個人情報の保護体制を強化する必要があります。

重要な視点

- ◎被害者の第一義的な安全確保のための受け入れ先の整備
- ◎被害者の個人情報管理の徹底及び個人情報の保護体制の強化

活動指標

- ◎被害者を一時保護するまでの緊急避難先として、公営住宅など、市内で受け入れができる施設を一箇所以上確保し、精神的負担の軽減を図る。
- ◎被害者やその子どもに関する情報管理の徹底と加害者からの追及対応策等の情報共有を図るため、DV対策庁内連携会議を年2回以上開催する。

基本施策ごとの具体的施策内容

1 DV被害者の安全確保のための体制の整備

具体的施策	内容	担当課等
①緊急時の一時保護施設の確保	被害者の保護が必要となった場合、速やかに警察や県女性家庭センター*との連携を図り、一時保護を行います。 一時保護が行われるまでの間、被害者の特性を考慮した、地域の社会資源の活用により、安全に避難できる場所の確保について検討します。	DV相談支援センター
②被害者に対する安全確保に関する助言の実施	加害者からの追跡等を防ぐための安全策について、適切な助言を行います。	DV相談支援センター
③警察、県女性家庭センター等との連携強化	相談や一時保護等において加害者からの暴力等の危険がある場合には、警察や県女性家庭センターと緊密な連携を図り、支援します。	DV相談支援センター
④各種手続きのワンストップサービス	加害者からの追跡や被害者の精神的負担を軽減するため、被害者の安全と安心を確保しながら、相談から各種手続きの一元化を徹底します。	DV相談支援センター

2 法律的な相談に関する支援

具体的施策	内容	担当課等
①法律的な相談窓口等の情報提供と助言	離婚の手続き等、法律の専門家への相談窓口の情報を提供し、相談窓口へのつなぎや同行支援を行います。	DV相談支援センター
②保護命令制度*等の情報提供と助言	被害者及びその家族の安全確保を図るため、保護命令制度やストーカー行為の対策についての情報提供と助言を行い、必要に応じて裁判所や警察等への同行支援を行います。	DV相談支援センター

3 DV被害者に関する情報管理の徹底

具体的施策	内容	担当課等
①住民基本台帳事務における閲覧等の制限の実施	被害者に対し、「住民基本台帳事務における支援措置」に基づく住民基本台帳の閲覧・写しの交付制限に関する手続き方法についての情報提供を行います。	市民課
②庁内関係課におけるDV関連の情報管理の徹底	DV対策庁内連携会議において、住民基本台帳閲覧等の制限に関する取扱情報を共有し、庁内関係課における情報管理を徹底します。	庁内関係課
③子どもに関する情報管理の徹底	被害者の転居に伴い、同伴する子どもが転校する際の手続き等、学校や認定こども園等において情報管理を徹底し、子どもの安全確保を図ります。	教育総務課 学校教育課 子育て支援課



施策目標Ⅲ DV被害者と被害を受けた子どもに対する包括的な支援体制の充実

現状と課題

アンケート調査結果（18歳以上の市民）によると、被害者に対する公的支援の仕組みとして、「被害者が緊急時に安全に過ごせる避難場所（シェルター*）を確保しておく」（女性 67.6%、男性 50.3%）、「被害者のこころのケアを行う」（女性 64.2%、男性 60.1%）、「DVを目撃していた子どもたちの心のケアを行う」（女性 63.4%、男性 60.8%）、「被害者の生活が安定するまで一時的に入居できる公的住宅を確保しておく」（女性 46.8%、男性 42.4%）などの意見が多くなっています（P32 参照）。

DVにより、大きな精神的ダメージを受けた被害者や子どもが心身の健康を取り戻し、地域で生活していくためには、様々な角度からの長期的かつきめ細やかな支援が必要となります。また、被害者は経済的な自立が困難であることが多く、被害者の自立促進に向けて生活や経済的な基盤を安定させることが重要です。加害者から避難した後の新たな生活の再建に向けて、特に被害者である单身女性や母子世帯等が複合的な課題を抱えていることが多いため、関係機関と連携して支援を行っていくことが重要です。

被害者本人の意思を尊重しながら、安全で安心な自立生活を送るための住まいとして、公営住宅を活用するとともに、経済的な自立に向けた就労支援など、生活の安定を目指す取組の充実が必要です。

また、学校においては、DVを日常的に目撃して精神的な被害を受けてきた子どもに対する心理的ケアや、DV行為によって切り離されてしまった親子関係の回復への支援の充実も必要であり、スクールソーシャルワーカー*などの専門職を活用した家庭へのアセスメント*や介入に取り組む必要があります。

重要な視点

- ◎被害者に対して、生活再建に向けた切れ目のない支援体制の構築
- ◎被害者とその子どもに対するこころのケアについて、長期的かつきめ細やかな支援体制の充実

活動指標

- ◎被害者やその子どもの心身のケアが相談内容に応じて適切な支援につながるよう、教育委員会や母子生活支援施設*との連携を密に図り、母子生活支援施設入所世帯に対し、必要に応じて年3回以上の施設訪問を行う。

基本施策ごとの具体的施策内容

1 生活の再建と安定に向けた支援の推進

具体的施策	内容	担当課等
①転出や転入に関する手続きへの支援と関係機関等の情報共有	転出時や転入時に相手先市町村の配偶者暴力相談支援センターと連携し、確実に手続きができるよう支援します。	DV相談支援センター
②保険・医療・年金等の手続き支援と情報提供	医療保険や福祉医療、国民年金制度等に関して、必要に応じて説明を行うとともに、手続きの支援を行います。	市民課
③法的支援機関との連携	離婚や親権の調停、養育費の確保など、法律的な支援について関係機関と連携を図り、早期解決に向けた支援を行います。	DV相談支援センター
④被害者への中長期的なフォローアップの実施	安定した生活が送れるようになるまでの間、定期的に面談を行い、各種手続きや助言などの継続的な支援を行います。	DV相談支援センター

2 住まいの確保に向けた支援の推進

具体的施策	内容	担当課等
①公営住宅の申し込み等に関する情報提供	市営住宅や県営住宅での生活を希望される場合、DV相談支援センターと連携し、入居にかかる申し込み等、個々の状況に応じた情報提供や支援を行います。	都市住宅課
②母子生活支援施設*等への入所の支援	一時保護*から母子生活支援施設等への入所に向けて、適切かつ切れ目のない支援を行います。	DV相談支援センター

3 就労や経済的な支援の推進

具体的施策	内容	担当課等
新規 ①被害者の状況に応じた支援制度等の利用促進	被害者の状況に応じて、生活の基盤を整えるため、経済的な自立を目指した就労支援を行います。	DV相談支援センター
②ひとり親家庭を対象とした各種支援制度等の利用促進	ひとり親支援のための各種制度や手続きについての情報提供を行い、制度利用までの支援を行います。また、「ひとり親家庭等就労支援事業*」等を活用し、ハローワークや事業所、企業等と連携しながら、経済的な自立を目指した就労支援を行います。	社会福祉課
③子どもの保育や就学についての情報提供	子どもの保育や就学について、個々の状況に応じた情報を提供します。	子育て支援課 教育総務課

4 DV被害者とその子どもの心身のケアの推進

具体的施策	内容	担当課等
①被害者の心身のケア	被害者の状況や本人の意思を尊重し、必要に応じて保健師や医療機関と連携し、相談・訪問による支援を行います。	健康課 DV相談支援センター
②子どもの心身のケア	DVを目撃（面前DV*）し、心理的外傷を負っている子どもには、専門機関でケアを行うとともに、スクールカウンセラー*やスクールソーシャルワーカー*による支援を行います。	社会福祉課 健康課 学校教育課
	乳幼児健診、予防接種等に関する各種手続き等について支援を行うとともに、必要な情報提供を行います。	健康課



施策目標Ⅳ DV防止のための教育・啓発の推進

現状と課題

アンケート調査結果（中学生・高校生）によると、デートDVという言葉の認知度は横ばいとなっています（前回調査 27.9%、今回調査 28.8%、P16 参照）。また、固定的性別役割分担意識*は依然として残っています（P34 参照）。そのため、家庭・地域・企業等において、DV・デートDVに関する一層の教育・啓発が求められています。

DVを目撃することによる子どもへの心理的虐待や、次世代にわたるDVの連鎖を未然に防ぐため、学校等における啓発を推進するとともに、DV防止教育の必要性について周知し、全学校で取り組んでいくよう促すことが必要です。

また、DV行為は重大な人権侵害であり、いかなる理由があろうともそれを行うことは決して許されないという意識を地域全体で共有し、DVのない社会を目指すため、DVに関する正しい知識を身につけ、早期発見・早期対応を図るなど、安全に安心して暮らせる地域づくりに取り組むことが必要です。

さらに、2020（令和2）年6月11日の「性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議」において、「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」が決定されたことを踏まえ、子どもたちが性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう、学校において「生命（いのち）の安全教育」を推進することが求められています。

重要な視点

- ◎あらゆる媒体を用いて、DVに関する正しい認識や理解を深めるための普及啓発の推進
- ◎小学校・中学校・高等学校等における、デートDVに関する教育の強化
- ◎性暴力根絶のための教育・啓発の推進
- ◎被害者を発見しやすい立場にある学校・保健・医療・福祉関係者に対して、早期発見・早期対応につなげるための継続した周知・啓発

活動指標

- ◎市民、市職員、関係機関を対象としたDVに対する正しい認識や理解を深めるための研修会や情報提供の機会を年3回以上行う。

基本施策ごとの具体的施策内容

1 DV根絶に向けた絶え間ない普及啓発の推進

具体的施策	内容	担当課等
①家庭・地域・企業等への啓発の推進	DV・デートDV・性暴力に関する正しい理解を深めるため、あらゆる媒体や機会を通じて周知・啓発を行います。	人権啓発センター DV相談支援センター
②市職員・教職員に対する啓発の推進	DV・デートDV・性暴力に関する認識を深め、正しい対応ができるよう、あらゆる機会を通じて周知・啓発を行います。	人権啓発センター 社会福祉課
新規 ③あらゆる機会を通じた啓発の推進	男女共同参画週間や女性に対する暴力をなくす運動週間などのあらゆる機会を通じて周知・啓発を行います。	人権啓発センター 社会福祉課 DV相談支援センター

2 DV被害者の早期発見に向けた取組の推進

具体的施策	内容	担当課等
①通報義務等に関する情報の提供	DV通報義務に関する正しい認識を広めるため、あらゆる媒体や機会を通じて情報提供を行います。	人権啓発センター 社会福祉課
②保健・医療関係者、教育関係者、福祉関係者への周知	DVを発見しやすい立場にある関係者に対し、被害者の早期発見に関する情報提供や通報窓口等がわかるリーフレット等の配布を行います。	社会福祉課 介護保険課 障がい福祉課 健康課 子育て支援課 学校教育課
③民生委員・児童委員を対象とした研修会の実施	地域における身近な相談者である民生委員・児童委員が被害者からの相談を受けた時に適切な対応や通報ができるよう研修会を実施します。	社会福祉課
④市職員を対象とした研修会の実施	職員を対象とした研修会を開催し、DV防止や早期発見、通報に関する理解を深めます。	社会福祉課

3 学校等におけるDV・性暴力防止教育の推進

具体的施策	内容	担当課等
①道徳教育、人権教育の充実	小中学校において、お互いについて認め合い、個性や能力を発揮できる生き方についての教育を進めます。また、ジェンダー*平等について理解し、性別による先入観をなくす教育を進めます。	学校教育課
②デートDV防止教育の強化	中学生を対象に、思春期保健事業を通じた啓発を行い、DV・デートDVについての知識を身につけ理解を深める授業を行います。また、市内高等学校等に対してデートDV防止等に関する情報の提供を行います。	学校教育課 健康課 人権啓発センター DV相談支援センター
新規 ③性暴力防止教育の推進	性暴力が心身ともに大きな影響を及ぼすことを正しく理解し、性暴力の加害者にも、被害者にも、傍観者にもならないために、子どもの発達段階に応じた学校等での性教育を進めます。	学校教育課 健康課
新規 ④男女共同参画センターによる研修会や講座の開催	固定的性別役割分担意識*や経済的な格差から起こるDVや性暴力等について、男女共同参画や女性の人権という視点から、市民に向けた学習の機会を提供します。	人権啓発センター



施策目標Ⅴ 連携・協働による推進体制の充実

現状と課題

被害者の早期発見や通報、相談から必要に応じた一時保護*、自立と生活再建の支援等切れ目のないきめ細かな支援を行うためには、一つの機関だけでは対応は困難であり、様々な機関が共通の認識を持ちながら、緊密に連携し、支援することが重要です。

また、DV防止啓発や相談支援を行う民間支援団体との連携や、ボランティアの確保・育成の支援など、被害者を支援するための連携協働体制を整備する必要があります。

一方、DVは複雑な家庭事情や人間関係等に起因して発生することもあるため、被害者本人の同意を得たうえでの適切かつ迅速な相談を行うとともに、被害者の精神的不安を軽減し、信頼を得られるような対応に努める必要があります。

重要な視点

- ◎DV相談支援センターとしての機能を活かした相談支援体制の確立
- ◎庁内関係課、DV対策関係機関や団体と連携を図り、効果的なDV対策の推進
- ◎県・近隣市町と連携した被害者支援に関する広域的な調整機能の強化

活動指標

- ◎毎年度、DV対策庁内連携会議にて、3月末までに計画の進行状況を集約するとともに、6月末までに丹波市配偶者等からの暴力対策推進委員会への進行状況の報告を行い、助言指導を受ける。

基本施策ごとの具体的施策内容

1 DV相談支援センターによる総合的なDV対策の推進

具体的施策	内容	担当課等
①DV相談支援センターの適正な運営	DV防止及び被害者の保護及び課題解決や自立に向けた相談支援を行います。	DV相談支援センター
②統一した苦情対応と記録管理の徹底	女性相談支援員*等に対する被害者からの苦情については、迅速に対応し、確実な説明責任を果たせるよう、組織内での統一した対応と記録の管理を行います。	DV相談支援センター

2 庁内関係課、DV対策関係機関・団体との連携協力体制の推進

具体的施策	内容	担当課等
①民間支援団体との連携・支援機能の活用	専門的な知識を有する民間支援団体と連携し、DV防止の啓発や被害者の自立支援を行います。	DV相談支援センター
②丹波地域DVネットワーク会議*への参画	裁判所、法務局、警察等が構成員となっている丹波地域DVネットワーク会議に参画し、広域的な連携を図ります。	DV相談支援センター
③県や近隣市町との連携の強化	県や近隣市町との連携を図り、被害者の保護及び自立に向けた支援を広域的に行えるような情報共有を行います。	DV相談支援センター
④要保護児童対策地域協議会*等と連携した取組の推進	要保護児童対策地域協議会や児童相談所との情報共有や連携強化を図り、通報体制の周知、被害者の早期発見、保護等の支援体制を整えます。また、面前DV*の周知徹底を図ります。	社会福祉課 DV相談支援センター
新規 ⑤庁内関係課との連携体制の強化	庁内関係課とDV相談支援センターが連携し、ケースに応じた自立支援策の効果的な推進に必要な連絡調整を行います。	DV相談支援センター

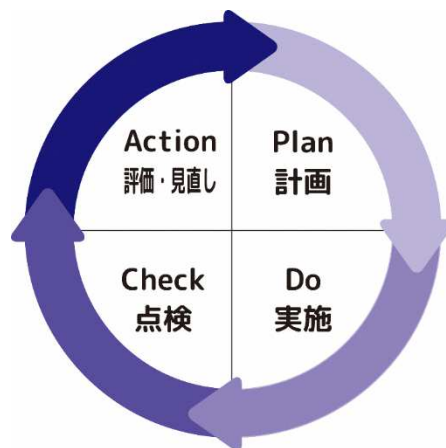
第5章 計画の推進体制

1 計画の進行管理

本計画を総合的かつ効果的に推進していくために、広範囲かつ多様な施策を進行管理できるようDV対策庁内連携会議を活用し、内容の充実に努めます。

また、外部委員による計画進行管理のための委員会を設置して、DV対策庁内連携会議における進行状況を報告し、助言・指導を受けます。

さらに、庁内関係課の取組状況等を年1回集約し、計画の実施状況の点検・評価を行い、その結果を考察し、その後の対策の実施や計画の見直しに反映させていくために、DV対策庁内連携会議にてPDCAサイクル*に基づいた進行管理を行います。



数値目標

指標名		現状値 2022(令和4)年	目標値 2027(令和9)年
DVについて相談できる窓口として、DV相談支援センターを知っている人の割合	18歳以上の女性	31.6%	60%
	18歳以上の男性	34.2%	60%
DVという言葉も内容も知っている人の割合	中学生・高校生	54.2%	60%
	18歳以上の市民	82.0%	90%
デートDVという言葉も内容も知っている人の割合	中学生・高校生	28.8%	30%
	18歳以上の市民	41.1%	50%
ジェンダー*という言葉も内容も知っている人の割合	中学生・高校生	67.3%	70%
	18歳以上の市民	47.7%	50%

2 DVに関する調査研究の実施

DVに関する施策をより一層推進するために、国や県の最新の情報を取り入れ、安全確保や自立支援に向けた支援策を検討するとともに、市民への意識調査を実施し、実態やニーズを把握します。

1 丹波市配偶者等からの暴力対策推進委員会設置条例

令和4年9月30日条例第22号

(設置)

第1条 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第2条の3第3項に基づく市町村基本計画を策定し、及び当該計画の着実な推進を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、丹波市配偶者等からの暴力対策推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 市長の諮問に応じ、配偶者等からの暴力対策基本計画の策定及び変更に関する事項について調査及び審議すること。
- (2) 配偶者等からの暴力対策基本計画に基づく諸施策の進捗管理に関すること。
- (3) その他配偶者等からの暴力対策に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 関係行政機関を代表する者
- (3) 公共的団体から推薦を受けた者
- (4) 公募による市民
- (5) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 会長は、会務を総括し、委員会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 会長及び副会長の任期は、委員の任期とする。ただし、再任を妨げない。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 議長は、会議において必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を聴き、又は必要な書類の提出及び説明を求めることができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、健康福祉部において処理する。

(その他)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮り、これを定める。

2 丹波市配偶者等からの暴力対策推進委員会委員名簿

【任期：2022(令和4)年11月10日～2024(令和6)年11月9日】

敬称略

	種 別	氏 名	団体名等
1	識見を 有する者	◎ 高田 昌代	神戸市看護大学 看護学部教授
2		○ 馬場 民生	丹有法律事務所 弁護士
3	関係行政機関 を代表する者	傳田 孝	丹波警察署 生活安全課長
4		山口 滋唯	丹波市中学校校長会（市島中学校長）
5	公共的団体 から推薦を 受けた者	正井 禮子	特定非営利活動法人 女性と子ども支援センター ウィメンズネット・こうべ代表理事
6		中山 純子	母子生活支援施設 そねホーム施設長
7		蘆田 ひとみ	丹波市民生委員・児童委員連合会 代表主任児童委員
8		蘆田 泉	兵庫県立氷上高等学校 養護教諭
9	公募による 市民	北村 久美子	
10		秋山 範子	

◎：会長 ○：副会長

	オブザーバー	野上 壽二	丹波市医師会 会長
--	--------	-------	-----------

3 丹波市配偶者等からの暴力対策庁内連携会議設置規程

平成 27 年 8 月 17 日

訓令第 62 号

改正 平成 28 年 3 月 16 日訓令第 11 号

平成 28 年 5 月 25 日訓令第 42 号

平成 28 年 11 月 1 日訓令第 75 号

平成 29 年 3 月 16 日訓令第 19 号

平成 29 年 4 月 1 日訓令第 32 号

平成 29 年 7 月 18 日訓令第 53 号

平成 30 年 3 月 13 日訓令第 12 号

平成 31 年 3 月 26 日訓令第 7 号

令和 2 年 3 月 9 日訓令第 8 号

令和 2 年 8 月 4 日訓令第 22 号

令和 4 年 2 月 25 日訓令第 4 号

令和 4 年 6 月 16 日訓令第 12 号

(設置)

第 1 条 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成 13 年法律第 31 号。以下「DV 防止法」という。）に基づき、DV 被害者の保護及び自立支援に関し、庁内の関係部署が相互に連携し、的確な支援を行うため、丹波市配偶者等からの暴力対策庁内連携会議（以下「DV 連携会議」という。）を設置する。

(用語の定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) DV（ドメスティックバイオレンス） DV 防止法第 1 条に規定する配偶者及び配偶者であった者又は同法第 28 条の 2 に規定する関係にある相手からの暴力をいう。

(2) DV 被害者 DV を受けた者をいう。

(所掌事務)

第 3 条 DV 連携会議は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) DV 被害者に対する庁内の連携及び必要な情報共有を図ること。

(2) DV 被害者の自立に向けた支援に関すること。

(3) DV の対策に関する啓発活動に関すること。

(4) 前各号に掲げるもののほか DV 連携会議が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第 4 条 DV 連携会議は、次に掲げる職員をもって組織する。

(1) 健康福祉部長

(2) まちづくり部人権啓発センター所長

(3) 財務部税務課長

(4) 生活環境部市民課長

(5) 健康福祉部社会福祉課長

(6) 健康福祉部介護保険課長

(7) 健康福祉部障がい福祉課長

(8) 健康福祉部健康課長

(9) 健康福祉部子育て支援課長

(10) 建設部都市住宅課長

(11) 上下水道部経営管理課長

(12) 教育委員会事務局教育部教育総務課長

(13) 教育委員会事務局教育部学校教育課長

(会議)

第5条 DV 連携会議は、健康福祉部長が必要に応じて招集し、会議の座長となる。

2 座長が必要と認めるときは、前条に掲げる者以外の者を会議に出席させ、説明を求め、又は意見を聴くことができる。

(代理出席)

第6条 職員はやむを得ない事情により会議に出席できないときは、当該所属職員をして、代理出席させることができる。

(担当者会議)

第7条 所掌事務にかかる具体的方策を検討するため、担当者会議を開催する。

2 担当者会議は、座長が指名する者をもって構成する。

3 担当者会議に議長を置き、座長が議長を指名する。

4 担当者会議は、議長が必要に応じて招集する。

(庶務)

第8条 DV 連携会議の庶務は、健康福祉部社会福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、DV 連携会議の運営に関し必要な事項は、座長が会議に諮り、これを定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 28 年 3 月 16 日訓令第 11 号)

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 28 年 5 月 25 日訓令第 42 号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 28 年 11 月 1 日訓令第 75 号)

この規程は、平成 28 年 11 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 29 年 3 月 16 日訓令第 19 号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 29 年 4 月 1 日訓令第 32 号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 29 年 7 月 18 日訓令第 53 号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 30 年 3 月 13 日訓令第 12 号)

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 31 年 3 月 26 日訓令第 7 号)

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 2 年 3 月 9 日訓令第 8 号) 抄

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 2 年 8 月 4 日訓令第 22 号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (令和 4 年 2 月 25 日訓令第 4 号)

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 4 年 6 月 16 日訓令第 12 号)

この規程は、公布の日から施行する。

4 計画の策定経過

年 月	内 容
2022（令和4）年 6月1日	第1回 丹波市配偶者等からの暴力対策基本計画推進委員会 ・第3次丹波市配偶者等からの暴力対策基本計画の策定について ・第2次丹波市配偶者等からの暴力対策基本計画の取組状況と課題について ・配偶者等からの暴力対策に関する市民意識調査の実施について
2022（令和4）年 7月1日～7月18日	市民意識調査の実施 ・市民（中学2年生300人、高校2年生300人、18歳以上1,800人）に対し、郵送によりアンケート調査票を配布・回収
2022（令和4）年 8月24日	第2回 丹波市配偶者等からの暴力対策基本計画推進委員会 ・市民意識調査結果について ・計画骨子案について
2022（令和4）年 11月10日	第1回 丹波市配偶者等からの暴力対策推進委員会 ・委嘱書の交付 ・会長及び副会長の選出 ・丹波市配偶者等からの暴力対策基本計画について（諮問） ・計画骨子案について ・計画素案について ・第3次丹波市配偶者等からの暴力対策基本計画（素案）に対するパブリックコメントの実施について
2022（令和4）年 12月21日～ 2023（令和5）年 1月20日	パブリックコメント（意見公募）の実施
2023（令和5）年 2月27日	第2回 丹波市配偶者等からの暴力対策推進委員会 ・パブリックコメントの結果について ・計画案について
2023（令和5）年 3月6日	答申

5 諮問書

諮問第6号

丹波市配偶者等からの暴力対策推進委員会

第3次丹波市配偶者等からの暴力対策基本計画について（諮問）

本市では、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第2条の3第3項の規定に基づき、平成30年3月に第2次丹波市配偶者等からの暴力対策基本計画（以下「第2次基本計画」という。）を策定し、配偶者等からの暴力（以下「DV」という。）による被害者の適切な保護を図り、DVを容認しない社会の実現に向けた各種施策の総合的・体系的な取組を推進してきました。

また、令和2年4月には「丹波市配偶者暴力相談支援センター」を開設し、DV被害者に対する相談支援、安全確保のための体制整備に努めています。

第2次基本計画の計画期間が令和4年度をもって終了することから、これまでのDV防止対策の取組や課題を検証し、コロナ禍の影響など社会情勢の変化等を踏まえ、必要な支援対策を盛り込み、引き続き、包括的な支援の取組を推進する必要があります。

つきましては、第3次丹波市配偶者等からの暴力対策基本計画を策定するため、丹波市配偶者等からの暴力対策推進委員会設置条例（令和4年丹波市条例第22号）第2条の規定により諮問します。

令和4年11月10日

丹波市長 林 時彦



6 答申書

令和5年3月6日

丹波市長 林 時彦 様

丹波市配偶者等からの暴力対策推進委員会
会長

高田昌代

丹波市配偶者等からの暴力対策基本計画策定について（答申）

令和4年11月10日付諮問第6号で諮問のありました丹波市配偶者等からの暴力対策基本計画の策定については、当委員会において慎重に審議を重ねた結果、別添「第3次丹波市配偶者等からの暴力対策基本計画(案)」のとおり答申いたします。

なお、本基本計画の推進にあたっては、基本理念である「市民だれもが安心して生活をし、暴力を許さず、次世代にDVを残さない社会づくり」の実現に向け、各施策に取り組まれるよう要望いたします。

7 用語の説明

【あ】

アジェンダ	実施計画、議事日程、行動計画、予定表、協議事項などのこと。
アセスメント	評価、評定、査定、鑑定、審査、診断、評価額、査定額などの意味を持つ英単語。相手が何を求めているのか正しく知ること、それがどんな状況から生じているかを確認すること。援助活動を行う前に行われる評価。問題の分析から援助活動の決定までの事をさし、援助活動に先立って行われる一連の手続きのこと。
一時生活支援事業	一定の住居を持たない生活困窮者に対し、宿泊場所の提供や衣食の供与等を行うこと。
一時保護	暴力を避けるために家を出たいと思っても、加害者に知られずに身を寄せる場所がない場合に、被害者が一時的に避難する手段のこと。
SDGs (エスディーゼズ)	「Sustainable Development Goals」を略したもので、「誰一人取り残さない」世界を目指して、すべての国や地域が取り組む目標を掲げている。

【か】

県女性家庭センター	売春防止法に基づき、売春を行うおそれのある女子の相談、指導や一時保護*等を行う婦人相談所として設置。2002(平成 14)年4月からは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)に基づき、「配偶者暴力相談支援センター」としても位置づけられている。
子育て家庭ショートステイ事業	児童を養育している家庭の保護者が疾病等で、家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合、保護を必要とする場合等に、児童福祉施設等において一定期間、養育・保護する事業のこと。
固定的性別役割分担意識	男女を問わず個人の能力等によって役割を決めることが適当であるにも関わらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。
こども家庭センター	児童福祉法第十二条に定められている児童相談所のこと。当センターでは、0歳から18歳未満の子どもの健やかな成長を願って、子どもと家庭の様々な問題について相談援助活動を展開している。本市は、川西こども家庭センター丹波分室が所管している。

【さ】

社会システム	人間社会を機能させるための公共性の高いシステムのこと。社会は複数の人や人的組織で構成されるが、その構成員は固定的とは限らず、ある地域の通過者のようにたまたまそこに居合わせた者など、何らかの形でその社会に関係する者も含まれる。社会システムは、そのような者に対して公共性の高いサービスを提供するためのシステムであり、営利性は問われない場合が多い。具体的なサービス分野は、医療、福祉、教育、気象、交通、納税など、官公庁や自治体が提供主体になるものを中心に多岐にわたる。なお最近は、社会システムを実現するための情報システムを指す場合もある。
シェルター	被害者を、加害者から隔離し保護するための施設のこと。
ジェンダー（gender）	生物学的な性別（sex）に対して、社会的・文化的につくられる性別のこと。世の中の男性と女性の役割の違いによって生まれる性別のこと。
ジェンダー格差	男女の違いにより生じる格差のこと。
就学援助制度	経済的な理由によって、就学困難と認められる児童及び生徒に対し、学用品費、学校給食費、修学旅行費等を援助する制度のこと。
女性相談支援員	困難な問題を抱える女性の発見に努め、その立場に立って相談に応じ、専門的技術に基づいて必要な援助を行う。『困難な問題を抱える女性への支援に関する法律』（2024(令和6)年4月1日施行）により、現行の「婦人相談員」から名称変更となる。
スクールカウンセラー	心の問題に対応するため、学校に配置される専門家のことで、学校において、いじめや不登校、様々な悩みの相談に応じ、助言をするなど心のケアを行う心理の専門家のこと。
スクールソーシャルワーカー	いじめや不登校、虐待、貧困など、学校や日常生活における問題に直面する子どもを支援する社会福祉の専門家のこと。スクールカウンセラーが、子ども個人の心のケアに重点を置くのに対し、スクールソーシャルワーカーは、学校や家庭、児童相談所、行政の福祉担当部署といった関係機関のつなぎ役となって情報提供や調整を行ったり、保護者や教員を支援したりするなどして問題解決を図る。

【た】

丹波市国際交流協会	人権が尊重され、国籍や民俗、文化の違いを互いに認め合い、自立した市民としてともに豊かに暮らすことができる社会の実現に向けて、各種国際交流活動を展開している組織。
丹波市立教育支援センター「レインボー」	レインボー教室・学校いじめゼロ支援チーム・教育相談室があり、不登校やいじめ、子育て、児童生徒の課題などについて支援を行う施設。

丹波地域ＤＶネットワーク会議	被害者の相談、保護、支援等を行う関係機関（裁判所、法務局、警察署、県、市）で構成され、相互協力及び連携を図り、配偶者からの暴力の防止、被害者のニーズに対応した各種の支援活動を効果的に推進し、被害者の自立を支援することを目的とした会議のこと。
地域包括支援センター	地域の高齢者に対して、介護・医療・保健・福祉などの必要なサービスを包括的に提供する中核機関。総合相談・権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント、介護予防マネジメントなどを行う。

【は】

パープルリボン運動	女性に対する暴力の根絶を訴える世界的な運動のこと。日本では、内閣府その他の男女共同参画推進本部構成府省庁の主唱により、毎年 11 月 12 日から 11 月 25 日（女性に対する暴力撤廃の国際デー）までを「女性に対する暴力をなくす運動」推進期間とし、女性に対する暴力の根絶のシンボルであるパープルリボンにちなんだ街頭啓発活動などが全国的に行われている。
P D C A サイクル	Plan（計画）→Do（実施）→Check（点検）→Action（評価・見直し）の 4 つのステップを繰り返し、常に不都合を改善しながら次の計画に成果を反映させて、業務の質を継続的に向上させていく手法のこと。
ひとり親家庭等就労支援事業	ひとり親家庭の就業と自立を支援するため、母子・父子自立支援員がハローワークと連携し、支援制度等の情報提供と就労相談を行うこと。
保護命令制度	配偶者や生活の本拠をともにする交際相手からの身体に対する暴力を防ぐため、被害者の申立てにより、裁判所が加害者に対し、被害者へのつきまとい等をしてはならないこと等を命ずる命令のこと。
母子生活支援施設	児童福祉法に規定されている施設で、18 歳未満の子どもを養育している母子家庭、または何らかの事情で離婚の届出ができないなど、母子家庭に準じる家庭の女性が子どもと一緒に利用し、母子の自立に向けた支援を受けることができる施設のこと。

【ま】

面前ＤＶ	子ども（18 歳未満）の目の前で配偶者や家族に対して暴力をふるうこと。
------	-------------------------------------

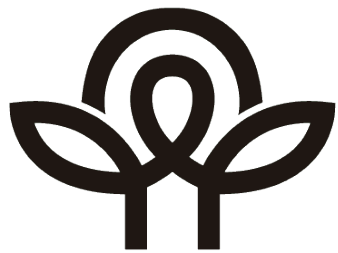
【や】

要保護児童対策地域協議会	虐待や非行など様々な問題を抱えた児童の早期発見と適切な保護を目的として、市町村などの地方公共団体が児童福祉法に基づいて設置する協議会のこと。
--------------	--

第 3 次
丹波市配偶者等からの暴力対策基本計画
(丹波市 D V 対策基本計画)

発 行 ・ 編 集
丹波市健康福祉部社会福祉課
〒669-3602 兵庫県丹波市氷上町常楽 211 番地
電話 0795-88-5272 FAX 0795-88-5282

丹(まごころ)の里



丹波市